

# ポスト BEPS 時代のわが国の移転価格税制の課題について

—実体法と手続法の両面から—

沖野 洋子



## 【要旨】

### ポスト BEPS 時代のわが国の移転価格税制の課題について

～実体法と手続法の両面から～

沖野 洋子

本稿は、国際的事業再編を伴う典型的な ATP であるコミッションアスキームが利用されたアドビ事件を中心的な素材にして、実体法と手続法の両面から考察し、ポスト BEPS 時代のわが国の移転価格税制の課題を明らかにすることである。また、それらの課題解決のため、若干の提案をする。なお、筆者の問題意識は、実体法面が機能するためには、手続法面の充実がより重要ではないかという点にある。

第1章では、BEPS プロジェクト前のわが国の移転価格税制について考察を行った。

アドビ事件の分析からわが国の移転価格税制が抱える問題は、実体法面での ATP に対する特別な対抗措置の不備であり、手続法面での国外情報入手手段の不備であることを指摘した。実体法面では、裁判所が、私法上の法関係を優先する態度を示し、多国籍企業が、契約書上でグループ内の機能やリスクの配分をコントロールし、租税回避が可能な状況に対して、わが国の移転価格税制がその目的を果たせないことが浮き彫りとなった。また、実体法が機能するためには、手続法の充実が鍵であり、特に多国籍企業と税務当局との情報の非対称性の解消、つまり、多国籍企業の保有する情報の入手が大きな課題であった。

第2章では、BEPS プロジェクト後のわが国の移転価格税制が ATP に対して十分に対抗できるかを実体法と手続法の両面から考察した。

アドビ事件再考の結果、BEPS 後のわが国の移転価格税制は、実

体法面においても手続法面においても、ATPに対していまだ脆弱であると認められた。まず、実体法面の課題は、より経済的実質に軸足を置いた TP ガイドラインと形式重視のわが国の移転価格税制との整合性である。「移転価格と価値創造の一致」という基本理念の実現のため、改正後の TP ガイドラインは、正確な描写分析（つまり実質）に基づく比較可能性分析の指針を示したが、わが国の法令等の改正はなされておらず、これが移転価格上の価格の引き直しの範囲なのか、取引の再構築になるのかも明確でない。また、事業再編に係る指針もいまだ反映されていない。

上記の実体法面の課題に対処するために、措法 66 条の 4 の規定振りを OECD モデル租税条約 9 条と平仄を合わせて、「価格」から「条件」、あるいは、「価格」でなく「所得」に変更するなど、通常移転価格分析上の価格の引き直しの範囲であるとの明確化を図られるべきであり、また、移転価格を利用した租税回避に対抗するためには、移転価格上の否認規定を導入するなど国内法を整備して、TP ガイドラインが許容する範囲で取引の否認・再構築を認めることも検討されるべきである。法制化が困難であるならば、事務運営指針等で、移転価格分析や事業再編の取扱いを明確にし、予測可能性を確保する必要がある。

次に、手続法面での移転価格税制における最も大きな課題は、納税者からの資料提出を担保する制度の充実にある。ポスト BEPS では、実質重視にシフトし、どこで価値が創造されているかを把握する必要がある。これは、これまで以上に、税務調査での実態確認とその裏付資料の入手が重要性を増すことを意味する。文書化制度の強化が解決策の 1 つであるものの、企業のコンプライアンスコストの増大という別の課題が生じる。また、多国籍企業に対する過度な情報開示の要求は、わが国の企業の進出国での移転価格課税リスク増大に繋がるという懸念もある。そこで、ATP を企てる多国籍企業から直接情報を入手する仕組みを構築することが検討されるべきであり、英国やオーストラリアの迂回利益税（DPT）の制度設計は大

いに参考になる。英国では、DPT の導入により、長期間未決着だった移転価格事案が終結し法人税が増加するとともに、企業行動の是正を促したと評価されている。また、推定課税は、納税者のコンプライアンスに強い圧力を与え、納税者から必要な情報提供を促す非常に有効な手段であるから、今後も維持されるべきと考える。一方、納税者の負担を考慮し、移転価格課税について、文書化義務を果たしていた場合の過少申告加算税の軽減や少額取引の免除、政府によるベンチマークの提供なども検討の余地がある。

おわりに、2021 年 10 月、「BEPS 包摂的枠組み」会合にて、BEPS プロジェクト行動 1（法人税の最低税率といわゆるデジタル課税の導入）に係る新たな国際法人課税ルールに関する国際合意がなされた。わが国でも、今後、デジタル課税等の導入に向けて国内法の整備がなされていくだろうが、実際に執行がなされる場合は、各国の税務当局が自国に拠点のない外国法人に申告、納税を求めることとなるため、正しく申告されているかを確認するには、外国法人に対する税務調査や国外情報の入手手段など、執行面の実行可能性のある制度設計の整備が喫緊の課題となろう。新ルールでは、超過利益の一部が市場国に配分されるとともに、移転価格税制においては、「価値創造に沿った利益配分」という曖昧な概念を採用したことにより、わが国の企業にとって、進出先の新興国にて、自国企業の価値創造への貢献を主張され、利益分割法や定式配分方式にて移転価格課税を受けるリスクが一層高まる結果となった。よって、クロスボーダー取引に係る紛争の増加が懸念され、事前回避や紛争解決の制度の充実が求められる。

デジタル課税は、移転価格税制と重なる部分が多く、特に OECD が長年固持してきた独立企業原則を超えて、定式配分方式を一部容認する動きも認められるので、デジタル課税の実体法面及び手続法面についての課題について、今後の研究の課題としたい。

## 目次

はじめに .....	1
第1章 BEPS プロジェクト前の移転価格税制 .....	2
第1節 わが国の移転価格税制の特徴 .....	2
1 「独立企業間価格」概念の採用（実体法面の特徴） .....	2
2 執行可能性担保のための推定課税と同業者調査の採用（手続 法面の特徴） .....	5
第2節 わが国の BEPS 事件（アドビ事件） .....	8
1 事案の概要 .....	8
2 高裁判旨 .....	10
3 検討 .....	12
第3節 わが国の移転価格税制が抱える問題 .....	16
1 租税回避に対する移転価格上の特別措置の不備（実体法上の 観点から） .....	16
2 国外情報入手手段の措置の不備（手続法上の観点から） ...	22
3 まとめ .....	26
第2章 BEPS プロジェクト後の移転価格税制 .....	26
第1節 BEPS に対する対処 .....	26
1 BEPS プロジェクトの成果（最終報告書／TP ガイドライン 改定）とわが国の対応（税制改正） .....	26
2 諸外国の対処の例（迂回利益税など） .....	42

第2節 アドビ事件再考 .....	48
1 形式重視のわが国の移転価格税制と実質重視のTPガイドラインの調整（実体法面の観点から） .....	48
2 新文書化制度導入の効果と弊害及び推定課税と同業者調査の在り方（手続法面の観点から） .....	54
第3節 今後の課題 .....	58
1 価格の引き直しと取引の否認・再構築の明確化（実体法面の観点から） .....	59
2 透明性の確保とコンプライアンスコストの軽減（手続法面の観点から） .....	60
おわりに .....	64
引用論文・参考文献 .....	68

## 凡 例

本稿で引用する日本法令等及び国際機関による文書等は、原則として2021年12月末現在による。なお、OECD 移転価格ガイドラインについて、公表年度の記載がない場合は、2017年度版からの引用である。

法 令 等	略 称
租税特別措置法	措法
租税特別措置法施行令	措令
租税特別措置法施行規則	措規
租税特別措置法通達	措通
法人税法	法
法人税法施行令	法令
移転価格事務運営要領の制定について (事務運営指針) (査調7-1ほか3課共同)	事務運営指針
経済協力開発機構 (Organisation for Economic Co-operation and Development)	OECD
OECD Transfer Pricing Guidelines for Multinational Enterprises and Tax Administrations	OECD移転価格ガイドライン
OECD Model Tax Convention on Income and on Capital	OECDモデル租税条約



はじめに

税源浸食と利益移転（Base Erosion and Profit Shifting、以下「BEPS」という。）は、多国籍企業による各国の税制の相違点や不整合を利用して、低税率国または無税率国へ利益を人為的に移転させる、あるいは、利息やロイヤリティなどを計上して課税所得を減少させるといった行為、Aggressive Tax Planning（以下「ATP」という。）により生じる<sup>1</sup>。

本稿で中心的な素材とするアドビ事件<sup>2</sup>は、アドビグループの事業再編<sup>3</sup>に伴い、日本法人が再販売業者からコミッションアへ転換されたことにより、日本市場における再販売に係る利益が低課税国へ移転され、日本法人の申告所得が大幅に減少した BEPS 事件である。課税庁は、移転価格税制を適用して、再編後の日本法人と国外関連者との役務提供取引の価格が独立企業間価格に満たないことを理由に課税処分を行ったが、課税庁が採用した独立企業間価格の算定方法の適否等が争われ、地裁では課税庁が勝訴、高裁では課税庁が敗訴し、課税庁が上告せず確定した。

第1章で検討するように、アドビ事件により実体法面での租税回避に対する移転価格上の特別措置の不備、手続法面での国外情報入手手段の不備が明らかとなったといえる。

そこで、本稿の目的は、BEPS プロジェクトの議論を経て、その勧告に整合的に国内法が整備されたが、BEPS プロジェクト後のわが国

---

<sup>1</sup> ATP の明確な概念、定義は存在しないが、次の論文等を参照し、本稿では、多国籍企業による合法であるが法の精神に反する租税回避行為と整理する。

<https://www.oecd.org/tax/beps/about/#mission-impact>

OECD HP（最終検索日：令和3年12月5日）、緒方健太郎「BEPS プロジェクト等における租税回避否認をめぐる議論」ファイナンシャルレビュー126号196、196～198頁（2016）、長戸貴之「『分野を限定しない一般的否認規定（GAAR）』と租税法律主義」ファイナンシャルレビュー129号169、169～175頁（2017）。

<sup>2</sup> 東京地判平成19年12月7日訟月54巻8号1652頁、東京高判20年10月30日税資258号順号11061。

<sup>3</sup> 事業再編は法令用語ではなく、一般的な定義はない。TPガイドラインは、「多国籍企業による機能、資産、及びリスクの国境を超えた再編」（パラ9.1）と定義する。増井良啓「事業再編」日税研論集64巻69、72頁（2013）。

の移転価格税制が ATP に対抗できるのか検証して、実体法面と手続法面の双方からの課題を明らかにすることである。なお、筆者の問題意識は、実体法面が機能するためには、手続法面の充実がより重要ではないかという点にある。

本稿の構成は、第 1 章では、BEPS プロジェクト前の移転価格税制について考察する。第 1 節では、わが国の移転価格税制の特徴を確認した後、第 2 節では、アドビ事件を素材に、高裁判決の問題点や課税庁がとり得た課税手段などを分析する。第 3 節では、アドビ事件の分析からわが国の移転価格税制が抱える問題を指摘し、ATP に対して、わが国の移転価格税制に限界があったことを明らかにする。

第 2 章では、BEPS プロジェクト後の移転価格税制について検討を加える。第 1 節では、BEPS に対する移転価格税制における対処として、まず、BEPS プロジェクトの成果物である最終報告書／TP ガイドラインの改定の内容及びわが国の税制改正の状況、次に、諸外国の独自の対処の例を確認する。第 2 節では、BEPS 後の法状況を踏まえてアドビ事件を再考し、わが国の移転価格税制が、同様の ATP に対抗できるのかを検証する。第 3 節では、実体法及び手続法の両面から、ポスト BEPS 時代のわが国の移転価格税制の課題を提起し、それらの課題に対する解決策について若干の提案を行う。

## 第 1 章 BEPS プロジェクト前の移転価格税制

### 第 1 節 わが国の移転価格税制の特徴

#### 1 「独立企業間価格」概念の採用（実体法面の特徴）

わが国の移転価格税制は、昭和 61（1986）年税制改正にて導入された。措法 66 条の 4 第 1 項で、「法人が、国外関連者との間で国外関連取引を行った場合に、当該国外関連取引につき、当該法人が当該国外関連者から支払を受ける対価の額が独立企業間価格に満たないとき、又は当該法人が当該国外関連者に支払う対価の額が独立企業間価格を超えるときは、当該国外関連取引は、独立企業間価格で行われたものとみなす。」との趣旨の規定を置き、第 2 項以下で具体的な独立企業

間価格の算定方法を定めている<sup>4</sup>。つまり、移転価格税制は、「みなし規定」であるから、本税制が発動されたとしても、私法上の取引が変更されるわけではない<sup>5</sup>。よって、移転価格税制が適用された場合、取引価格と独立企業間価格との差額を国外関連者からの回収も求められない<sup>6</sup>。これは、法人はその国外関連取引の対価が独立企業価格と異なる場合には、独立企業間価格で申告しなければならないということであり、申告調整型の制度と整理されている<sup>7</sup>。また、移転価格税制は、客観的に算定された独立企業間価格と実際の取引価格の間に差異があり、結果として、わが国の課税所得が減少している場合に適用され、所得移転の目的や租税回避目的が存することは要求されない<sup>8</sup>。

わが国の移転価格税制の一番の特徴は、「独立企業間価格」<sup>9</sup>という「価格」で捉えていることにある<sup>10</sup>。独立企業原則<sup>11</sup>の根拠であるOECDモデル租税条約第9条1項の特殊関連企業条項は、「特殊関連にある企業間で独立企業間と異なる条件で取引が行われた場合で、当該条件がなければ発生したであろう利得が当該条件ゆえに発生していない場合には、当該利得の課税所得に含めることができる」としており、また否認型の制度を採用する米国の移転価格税制は<sup>12</sup>、内国歳入

---

<sup>4</sup> 駒宮史博「移転価格税制の導入」金子宏編著『租税法の発展』239頁（有斐閣、2010）。

<sup>5</sup> 太田洋「我が国の移転価格税制の概要」中里実=太田洋=弘中聡浩=宮塚久編著『移転価格税制のフロンティア』6頁（有斐閣、2011）。

<sup>6</sup> 澤田耕「国際税務支援等リレー論文(第2回)移転価格税制に係る文書化制度への対応等について」税理60巻11号210、211頁（2017）。

<sup>7</sup> 金子宏「移転価格税制の法理論的検討-わが国の制度を素材として」『所得課税の法と政策』371頁（有斐閣、1996）。

<sup>8</sup> 太田・前掲注5、6頁。

<sup>9</sup> 金子教授は、「独立企業間価格」という極めて不明確な概念を中心に構成されているために、納税者から見れば法的安定性を害される危険性があり、独立企業間価格算定の解釈・適用の明確化が必要」と指摘。金子・前掲注7、364頁。

<sup>10</sup> 久保田幸「移転価格税制における独立企業原則と二重課税の排除に関する研究—新興国の動向を踏まえて—」早稲田大学審査学位論文（博士）17頁（2020）。

<sup>11</sup> 「米国やOECD加盟国の中でも独立企業原則の理解が異なり、原理的な場面で対立が生じることがある。」吉村政穂「BEPSによって何が変わったか」租税研究799号205、210頁（2016）。

<sup>12</sup> 金子氏は、米国の内国歳入庁に否認権を認める否認型制度について、租税行政庁による不意打ちの危険が絶えずあり法的安定性が脅されるおそれが少なくないと指摘。金子・前掲注7、371～372頁。

法典（Internal Revenue Code、IRC）482 条で「内国歳入庁長官は企業所得を正確に算定するために必要と認められる場合には、同一の利害関係者によって所有または支配されている二つの企業のいずれにおいても、それらの間に総所得等を配分し、割り当て、または振り替えることができる」と規定し<sup>13</sup>、いずれも「価格」という概念はない<sup>14</sup>。

2つ目の特徴は、わが国の移転価格税制に係る法令は非常に簡素であり、国税庁が発遣した解釈通達（租通 66 条の 4 関係）及び「移転価格事務運営要領の制定について（事務運営指針）」（以下「事務運営指針」という。）が、その解釈及び適用において、実務上の重要な指針となっていることである<sup>15</sup>。また、事務運営指針 1－2（基本方針）は、「移転価格税制に基づく課税により生じた国際的な二重課税の解決には、移転価格に関する各国税務当局による共通の認識が重要であることから、調査又は事前確認審査に当たっては、必要に応じ OECD 移転価格ガイドラインを参考にし、適切な執行に努める。」とされており、解釈や適用が国内法令等で明らかでない場合には、OECD 移転価格ガイドライン（以下「TP ガイドライン」という。）を参照することになる。裁判所も、「わが国の移転価格税制の規定の解釈適用に当たっては、わが国の移転価格税制が独立企業原則という諸外国の移転価格税制と共通の基礎に立脚するものであることに配慮しなければならないのであって、具体的には TP ガイドラインの記載を踏まえてしなければならない」と判示しており<sup>16</sup>、同じ立場をとっ

---

<sup>13</sup> 金子宏『租税法（第 24 版）』601 頁（弘文堂、2020）。

<sup>14</sup> 山川氏は「法制の書き振りが執行の属性に多少なりにも影響を与えてまいか」と指摘、山川博樹「日本の移転価格税制の概要」本庄資編著『移転価格税制執行の理論と実務』10～11 頁（大蔵財務協会、2010）、本庄資「移転価格税制の本質」『移転価格税制執行の理論と実務』4～5 頁（大蔵財務協会、2010）、増井・前掲注 12、46～47 頁。

<sup>15</sup> 太田・前掲注 5、5 頁、久保田・前掲注 10、19 頁、中里実=弘中聡浩=瀧圭吾=伊藤剛志=吉村政穂編『租税法概説（第 4 版）』330 頁（有斐閣、2021）（瀧圭吾執筆箇所）。

<sup>16</sup> 東京地判平成 26 年 8 月 28 日 LEX/DB 文献番号 25504716、東京高判 27 年 5 月 13 日 LEX/DB 文献番号 25540953、東京地判平成 29 年 4 月 11 日 LEX/DB 文献番号 2554303。

ている。これまでの税制改正も TP ガイドラインの改定に合わせて、整合的に実施されており<sup>17</sup>、わが国の移転価格税制事務の執行は、OECD ルールに沿って行われている。

## 2 執行可能性担保のための推定課税と同業者調査の採用 (手続法面の特徴)

手続法面では、独立企業間価格を算定するために、納税者の協力が不可欠であることから、わが国の移転価格税制では、税制導入の初期段階から、納税者の資料提出を担保する制度が整備されている<sup>18</sup>。

### (1) 資料提出義務（国外関連者が保存する帳簿書類等の入手努力義務<sup>19</sup>）

昭和 61（1986）年度の創設時には、税務職員は、国外関連取引に関する調査について必要があるときは、納税者に対し、国外関連者が保存する帳簿書類等の提示・提出を求めることができ、納税者は、提示・提出を求められたときは、当該帳簿書類等の入手に努めなければならないと規定されていた。この規定は、税務調査において、国外関連者に対して直接的に、または納税者を通じて間接的に、国外関連者の保有する資料等の提出を、任意の協力により求めるものであり、

<sup>17</sup> 久保田・前掲注 10、19 頁、中里=弘中=淵=伊藤=吉村・前掲注 15、330 頁。

<sup>18</sup> 資料入手を担保する制度の他、わが国の移転価格税制で特筆すべきは、移転価格税制の適正・円滑な執行を図るために、わが国では、移転価格税制が導入された翌年の昭和 62（1987）年、事前確認方式（Pre-Confirmation System ;PCS）を他の国に先駆けて導入したが挙げられる。当初は、日本の課税当局のみとの事前確認であったが、平成 3（1991）年に米国が、2 カ国間の確認を前提とする日本の確認方式に類似した制度（Advance Pricing Agreement ;APA）を導入したことを受け、わが国においても相互協議条項を通じて 2 カ国間での確認は可能であると解釈し、2 カ国間での確認を受入れた。事前確認制度は、現在では、OECD 加盟国だけでなく非加盟国も含めて、多くの国でこの制度が導入され、将来の移転価格課税リスクを回避する手段として広く利用されている。水野時孝=村松昌信=河村真紀子共著 羽床正秀編著『移転価格税制詳細～理論と実践ケーススタディ』581 頁（大蔵財務協会、2020）、大野雅人「事前確認手続の現状と課題」本庄資編著『移転価格税制執行の理論と実務』801～804 頁（大蔵財務協会、2010）。

<sup>19</sup> 「単なる「努力義務」に止めているのは、①国外関連者がわが国の法人税法の施行地外に所在するものであること、②実際問題として特に子会社にとってその国外関連の親会社からその保有する資料まで入手することが困難である場合も多いことなどを考慮したものとされる。」山川博樹『我が国における移転価格税制の執行-理論と実務-』47 頁（税務研究会出版、2006）。

国外関連者に対して質問検査権の行使をするものではない（領土主権の範囲に限られるから、国外関連者に対して質問検査権を行使はできない）と解釈されている<sup>20</sup>。

この努力義務規定は、第2章第1節1（2）で後述する平成28（2016）年度税制改正で同時文書化制度が整備されたことに伴い削除されたが、その理由について、「ローカルファイルの作成、取得、保存が義務付けられることとの整合性並びに推定課税及び同業者調査は納税者が入手努力を尽くさないことを要件としていない旨の明確化といった観点から削除」と説明されている<sup>21</sup>。

## （2）推定課税及び同業者調査

昭和61（1986）年の制度創設時に、上記（1）の資料の入手努力義務とともに、税務職員が納税者に国外関連取引に係る独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類等の提示・提出を求めた場合において、納税者がこれらを遅滞なく応じなかったときは、税務署長は、一定の方法により算定した金額を当該独立企業間価格と推定して、更正等を行うことができるという推定課税が規定された。この規定は、①移転価格税制が、海外に所在する関連企業との取引について、多様な要因により決定される取引価格の妥当性を問題とする制度であり、取引価格の決定根拠や他の通常取引価格に関する情報について納税者側から資料提供という形で協力が行われることが極めて重要であること、②仮に納税者から協力が行われない場合に課税当局が何の手だてもなくこれを放置せざるを得ないことになれば、本制度の適正かつ公平な執行を担保し難いことから設けられたものである<sup>22</sup>。

平成3（1991）年度税制改正では、さらに、納税者の国外関連取

<sup>20</sup> 金子宏『租税法理論の形成と解明 下巻』268頁（有斐閣、2010）。

<sup>21</sup> 高橋隆太＝山田博志＝中澤弘治＝加藤隆宏＝築山大祐「平成28年度国際課税関係の改正」『平成28年度税制改正の解説』562、573頁（財務省、2016）

[https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11122457/www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2016/explanation/index.html](https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11122457/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2016/explanation/index.html)

財務省HP（最終検索日：令和3年2月6日）。

<sup>22</sup> 荒巻健二「移転価格税制の創設」『昭和61年度改正税法のすべて』186、210頁（大蔵財務協会、1986）。

引に係る事業と同種の事業を営む者（同業者）に対する質問検査権が規定された。これは、税務職員が納税者に国外関連取引に係る独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類等の提出等を求め、納税者がこれらを遅滞なく応じなかった場合、税務職員に対し、その必要と認められる範囲内において、同業者に質問検査権を行使し、当該事業に係る書類等の提出等を求める権限を与えるものである。また、同業者が正当な理由なく応じない場合には、同業者に対してペナルティが科される。

しかしながら、税務職員が、同業者から入手した情報については、税務職員には守秘義務が課されていることから、納税者には開示されない（いわゆる、シークレットコンパラブル）ため、訴訟となった場合に、納税者が攻撃防衛できないという批判があり<sup>23</sup>、平成 23（2005）年度の事務運営指針の改正で、シークレットコンパラブルを選定した場合には、税務職員の守秘義務規定の規定に留意した上で、選定のために用いた条件、比較対象取引の内容、差異の調整方法等を法人に対し十分説明することが明示された<sup>24</sup>。この改正について、従前から、シークレットコンパラブルの適用にあたっては、納税者に対して、守秘義務の範囲内でその内容を説明するよう運用していたところ、事務運営指針に明示し、職員へのなお一層の周知徹底を図ると説明されている<sup>25</sup>。

このように、わが国の移転価格税制は、手続法面においては、立証責任が課税庁にある前提で<sup>26</sup>、独立企業間価格算定のために必要な資料情報提出に関する執行可能性を担保するため、納税者の国外関連者の保有する書類入手義務、納税者が資料提出しない場合の推定課税及

---

<sup>23</sup> 「日本は、納税者の非協力に対し、推定課税やシークレットコンパラブルの提供を行う点が問題である。」大城隼人『移転価格税制の紛争解決に関する研究 日本ベース多国籍企業における経済的二重課税の紛争解決メカニズムの追究』150頁、194頁（税務経理協会、2014）、大野・前掲注18、150頁。

<sup>24</sup> 事務運営指針3-5（6）

<sup>25</sup> 松下滋春「移転価格関連通達等の改正について」租税研究749号198、216～217頁（2012）。

<sup>26</sup> 金子・前掲注13、1135～1136頁。

び同業者に対する質問検査権の行使の規定で対処してきた<sup>27</sup>という特徴がある。

## 第2節 わが国の BEPS 事件（アドビ事件）

わが国においても、課税庁が、ATP による BEPS を問題視して課税に至ったと考えられる事案が散見される<sup>28</sup>。

国際的事業再編を伴う典型的な ATP<sup>29</sup>の1つであるコミッションネアスキームを利用したアドビ事件では、課税庁は、日本法人と国外関連者との取引は、形式的には役務提供取引であるが、事業再編後においても再販売取引と類似した機能を果たしていたことから、ソフトウェアの受注販売方式の再販売取引をシークレットコンパラブルとして用いて、再販売基準法に準ずる方法と同等の方法により移転価格課税を行ったが、課税庁の主張は認められず、ATP に対して移転価格税制の限界が明らかとなった。本節では、BEPS プロジェクト前に争われたアドビ事件を素材に、わが国の移転価格税制の実体法上及び手続法上の課題について分けて考察する。

### 1 事案の概要

X（原告・控訴人）は、従前、米国に所在する究極の親会社からコンピュータソフトウェア等の製品を仕入れて日本国内において販売する再販売業者だったところ（図表1）、企業グループ内の事業再編に

---

<sup>27</sup> 大城・前掲注23、194頁、大城隼人「移転価格文書化の目的と変化 移転価格リスク評価として文書化目的と移転価格調査目的としての文書化目的」中国学園紀要18号、193、199頁（2019）。

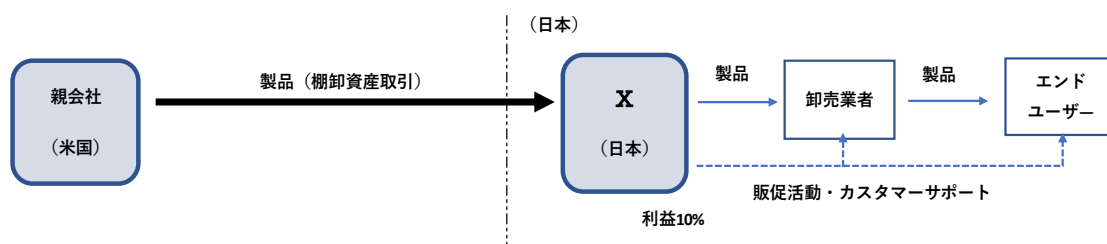
<sup>28</sup> ガイダント事件（東京地判平成17年9月30日判タ1266号185頁、東京高判平成19年6月28日判時1985号23頁）、アマゾン事件（平成17年7月5日朝日新聞記事）、IBM事件（東京地判平成26年5月9日訟月61巻11号2041頁、東京高判平成27年3月25日61巻11号1995頁、平成28年2月18日最高裁不受理決定LEX/DB文献番号25542527、ユニバーサルミュージック事件（東京地判令和元年6月27日LEX/DB文献番号25570412、東京高判令和2年6月24日税資269号順号13286）。

<sup>29</sup> 事業再編には、しばしば、将来的な利益を生む可能性のある無形資産やリスク、機能の集中化を伴うことがあり、一般的な例として、フルフレッジ販売会社から本人として活動するリスク限定販売会社、マーケティング業者、販売代理店、コミッションネアへの転換などを挙げている（2017年版TPガイドライン・パラ9.2）。

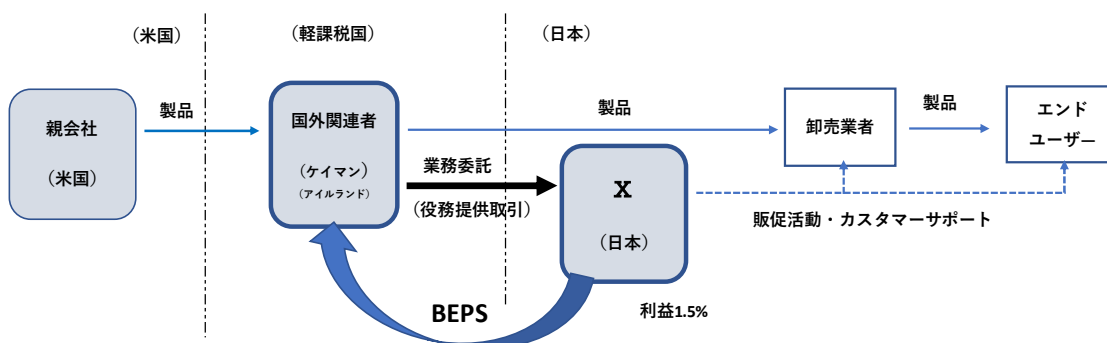


より、低税率国に所在する国外関連者<sup>30</sup>（以下「本件国外関連者」という。）の販売支援サービス業者になり（図表 2）、手数料ビジネスに転換したことに伴い、日本における X の利益が大幅に圧縮されることとなった。

【図表 1：事業再編前の取引】<sup>31</sup>



【図表 2：事業再編後の取引】



このコミッションスキームに対して、課税庁 Y（被告・被控訴人）は、事業再編後の X と本件国外関連者との役務提供取引（以下「本件国外関連取引」という。）について、同種または類似のソフトウェアを販売する非関連者間の取引（再販売取引）を比較対象取引（以下「本件比較対象取引」という。）に選定し、再販売価格基準法に準ずる方法と同等の方法（以下「本件算定方法」という）を適用して、X が本件国外関連者から支払を受けた対価の額が措法 66 条の 4 第 2 項

<sup>30</sup> 再編後の 1 年間はケイマンに所在する国外関連者、その後、アイルランドに新設された国外関連者との役務提供取引に変更されたが、本稿では、両者をまとめて国外関連者として説明している。

<sup>31</sup> 図表 1 及び 2 の取引図は、アドビ事件地裁及び高裁判決文の事実関係、居波邦泰「BEPS による国際課税制度下での立証責任に対する一考察」税大論叢 87 号 293 頁（2016）、久保田・前掲注 10、39 頁を参考に筆者作成。

所定の独立企業間価格に満たないと移転価格課税を行った。この処分（以下「本件処分」という。）に対して、Xが、本件比較対象取引の本件国外関連取引との機能およびリスクの類似性の欠如等を理由に、本件算定方法は違法である旨を主張して、本件処分の取消しを求めた事件である。

## 2 高裁判旨

本件の争点は、「本件手数料の額が独立企業間価格に満たないものであるか」及び「本件処分に質問検査権限の行使に係る違法事由があるか」の2点である。前者は実体法上の問題であり、後者は手続法上の問題であるが、実体法上の争点のポイントとして、①基本3法と同等の方法を適用できないことの立証責任の所在<sup>32</sup>、②Yが採用した本件算定方法が、措法66条の4第2項2号の再販売価格基準法に準ずる方法と同等の方法にあたるか、③Yが選定した比較対象取引の比較可能性があるか、④比較対象取引の差異調整が妥当かの4点が挙げられる。

これらの争点について、高裁は、以下のとおり判示した。

(1) 「基本3法と同等の方法を適用できない場合」にあたるかの立証責任の所在について

高裁は、地裁と同様に「課税庁が合理的な調査を尽くしたにもかかわらず、基本3法と同等の方法を用いることができないことについて主張立証をした場合には、基本3法と同等の方法を用いることができないことが事実上推定され、納税者側において、基本3法と同等の方法を用いることができることについて、具体的に主張立証する必要があるものと解するのが相当である」とし、本件については、「基本3法と同等の方法を用いることができないことについてのXの立証があったというべきである。」と判示した。

(2) 本件算定方法について

高裁は、地裁とは全く異なる判断をした。

---

<sup>32</sup> 本件処分時は、基本3法が優先し、その他の方法は劣後していた。平成25(2013)年度税制改正により、ベストメソッドルールに変更された。

まず、果たす機能について、高裁は、「本件国外関連取引において X が果たす機能と、本件比較対象取引において本件比較対象法人が果たす機能とを比較すると、本件国外関連取引は、業務委託契約（以下『本件業務委託契約』という。）に基づき、卸売業者等に対して販売促進等のサービスを行うことを内容とするものであって、法的にも経済的実質においても役務提供取引と解することができるのに対し、本件比較対象取引は、本件比較対象法人が対象製品であるグラフィックソフトを仕入れてこれを販売するという再販売取引を中核とし、その販売促進のために顧客サポート等を行うものであって、X と本件比較対象法人とがその果たす機能において看過し難い差異があることは明らかである。」とし、次に、本件国外関連取引と比較対象取引の間で差異が認められる再販売者固有の機能について、Y の差異調整は不要とする主張に対し、高裁は、「再販売業者が行う販売促進等の役務の内容が X の提供する役務の内容と類似しているとしても、X と異なる再販売者固有の機能が、単なる事務処理作業としてほとんど考慮する必要がないものとはいえないのであって（本件において、考慮する必要性がないことを裏付けるに足りる具体的な証拠はない。）、本件役務提供取引において X の果たす機能と本件比較対象法人の果たす機能との間には捨象できない差異があるものといわざるを得ない。」と判断した。そして、リスク負担について、高裁は、「本件国外関連取引において X が負担するリスクと、本件比較対象取引において本件比較対象法人が負担するリスクとを比較するに、X は、本件業務委託契約上、本件国外関連者から、日本における純売上高の 1.5 パーセント並びに X のサービスを提供する際に生じた直接費、間接費及び一般管理費配賦額の一切に等しい金額の報酬を受けるとされ、報酬額が必要経費の額を割り込むリスクを負担していないのに対し、本件比較対象法人は、その売上高が損益分岐点を上回れば利益を取得するが、下回れば損失を被るのであって、本件比較対象取引はこのリスクを想定（包含）した上で行われているのであり、X と本件比較対象法人とはその負担するリスクの有無においても基本的な差異があり、これは受注販

売形式を採っていたとしても変わりがない。本件比較対象取引において、この負担リスクが捨象できる程軽微であったことについては、これを認めるに足りる的確な証拠はない。」とし、「したがって、本件算定方法は、それぞれの取引の類型に応じ、本件国外関連取引の内容に適合し、かつ、基本3法の考え方から乖離しない合理的な方法とはいえないものといわざるを得ず、Yが本件取引に適用した独立企業間価格の算定方法は、『再販売価格基準法に準ずる方法と同等の方法』に当たるということはできない。」と結論づけた。

(3) 本件各処分に質問検査権限の行使に係る違法事由があるか

この争点については、高裁は判断しなかった。

### 3 検討

本件は、移転価格税制に基づく更正処分の適否が訴訟に至った事件の中で、納税者側が勝訴した最初の事件である。地裁では国側が勝訴したものの、高裁では国側が逆転敗訴し、国側は上告をせずそのまま確定した。地裁と高裁とで事実認定はほぼ同じであるにもかかわらず、その判断は180度異なるものであった。

以下、高裁判決の問題点を検討する。

#### (1) 準ずる方法について

高裁は「準ずる方法」とは、「棚卸資産の販売または購入以外の取引について、それぞれの取引の類型に応じ、取引内容に適合し、基本3法の考え方から乖離しない合理的な方法というものと解するのが相当である」と判示し、本件算定方法が、再販売価格基準法に準ずる方法と同等の方法に当たるとどうかの立証責任の所在は、課税庁にあると明示した上で<sup>33</sup>、課税庁は、本件国外関連取引においてXが果たす機能及び負担するリスクは、本件比較対象取引において本件比較対象法人が果たす機能及び負担するリスクと同一又は類似であるということ立証しておらず、結果的に本件算定方法は、「再販売価格基準法に準ずる方法と同等の方法」に当たるということはできないとした。

<sup>33</sup> 基本3法と同等の方法を用いることができないこと」の主張立証責任については、地裁と同様の判断がなされた。

地裁では、立証責任の所在を意識しておらず、この立証責任のとらえの違いによって、地裁と高裁の判断が異なる結果となったと評価されている<sup>34</sup>。

高裁は、本件国外関連取引は、法的にも経済的実質においても役務提供取引と解することができるかと判示しているが、この判断には疑問が残る。確かに法形式は役務提供取引であるものの、実質的に、Xは再販売の売主とほぼ同様の機能を果たしているから、再販売の方が適合的である<sup>35</sup>。法制として、あらゆる形態の取引について独立企業間価格の算定方法のどれかに当てはまるよう「準ずる方法」が用意されているのであり、「準ずる方法」の適用範囲は、本来広範なものである<sup>36</sup>。単に、法的形式が異なるとの理由だけで、再販売価格基準法に準ずる方法によって算定する余地はないとする判断は、措法 66 条の 4 が「準ずる方法」によることを認める立法の趣旨に反しており<sup>37</sup>、「基本 3 法の考え方から乖離しない合理的な方法」の乖離の程度を狭く捉え過ぎていると思われる<sup>38</sup>。

一方、役務提供取引に対する比較対象取引に再販売取引を選定したのは少々無理筋であり<sup>39</sup>、裁判官にとって、租税の独自性や経済的実体を主張しても受け入れえない<sup>40</sup>と高裁の立場に肯定的な意見も多い。

しかし、高裁は、「準ずる方法」に当たるか否かの問題と、比較対

---

<sup>34</sup> 太田洋=手塚崇史「アドビシステムズ事件東京高裁判決」中里実=太田洋=弘中聡浩=宮塚久編著『移転価格税制のフロンティア』59～61頁（有斐閣、2011）、岩倉正和=田原史「第5章近時の納税者勝訴判決から見る国際課税訴訟における主張・立証について」金子宏監修『現代租税法講義第4巻国際課税』116～117頁（日本評論社、2017）。

<sup>35</sup> 今村隆「移転価格税制における独立企業間価格の立証・最近の裁判例を素材にして」租税研究 715号 245、263～265頁（2009）。

<sup>36</sup> 小田嶋清治「移転価格税制における実務対応上の留意点」中里実=太田洋=弘中聡浩=宮塚久編著『国際租税訴訟の最前線』241頁（有斐閣、2010）。

<sup>37</sup> 今村隆「移転価格税制における独立企業間価格の要件事実」税大ジャーナル 12号 11、24～30頁（2009）。

<sup>38</sup> 小田嶋・前掲注 36、241頁、今村・前掲注 37、11、20頁、今村・前掲注 35、245、267頁。

<sup>39</sup> 中里実=太田洋=小田嶋清治=弘中聡浩 パネルディスカッション「国際租税法の現状と展望」中里実=太田洋=弘中聡浩=宮塚久編著『国際租税訴訟の最前線』395頁（太田氏発言）（有斐閣、2010）。

<sup>40</sup> 中里=太田=小田嶋=弘中、前掲注 39、397～398頁（中里氏発言）。

象取引に比較可能性があるかは別の問題であるにも関わらず、本件比較対象取引の実態について認定することで、「準ずる方法」に当たるか否かを判断し、比較対象取引との乖離をもって「準ずる方法」といえないと断定している<sup>41</sup>。地裁のように、まず、本件算定方法が「準ずる方法」に当たるか否かについて、想定される受注販売方式での取引に基づいて判断した上で、本件比較対象取引の比較可能性を具体的に判断するのが妥当であろう<sup>42</sup>。

## (2) 比較可能性及び差異調整について

高裁は、取引形態が役務提供取引か再販売取引かの法的形式を重視し、看過し難い差異があると判断した。

課税庁は、本件国外関連取引と本件比較対象取引は法形式は異なるものの、Xの果たす機能面では類似しており、Xと異なる再販売者固有の機能は事務処理作業に過ぎず、取引価格に与える影響は小さいと主張した。

比較可能性については、本件比較対象取引の取扱商品は、本件国外関連取引と同種又は類似の資産であり、比較対象法人の果たす機能は、収益獲得の源泉となる事業活動の主たる部分で、その類似性がみられる<sup>43</sup>。比較可能性に関する判断要素の観点では、取引価格や利益率に影響を与える要素等に着目して類似性の程度を検討することとされており<sup>44</sup>、課税庁が、機能面の類似性、つまり、販売促進活動等の営業活動の類似性に重点を置いて比較対象分析をしたのは理にかなっている。しかし、高裁は、再販売者固有の機能としての商品の受発注及び輸送手配、仕入れ金額の支払及び販売代金に受領等の事務処理作業の差異を考慮する必要性がないとは言い難いと判断した<sup>45</sup>。

<sup>41</sup> 今村・前掲注 37、11、11 頁。

<sup>42</sup> 今村・前掲注 35、245、267 頁、今村・前掲注 37、11、11 頁。

<sup>43</sup> 本件日本法人も比較対象法人もエンドユーザーに対し卸売先の業者と共に販売促進活動をしていること、マーケティングに関し広告活動を行っていること、エンドユーザーからの質問やクレームを受け付けて処理をするというサポート活動を行っていたことなどその機能に類似性が認められる。

<sup>44</sup> 事務運営指針別冊参考事例集 2～16 頁。

<sup>45</sup> 地裁は、「比較対象法人はソフトウェアの販売業務を中心的業務とするのであ

そして、高裁は、取引形態が役務提供取引か再販売取引かの法的形式を重視し、看過し難い差異があるとしたが、これは、リスクの捉え方の違いによるものであり、高裁はリスクの違いを重く捉えたとも評価されている<sup>46</sup>。リスクについては、本件比較対象取引は、受注販売方式をとっていることから在庫リスクはほとんどなく、売掛先が信用の高い顧客が多いことから貸倒れのリスクが小さいことが認められ、役務提供取引である本件国外関連取引とのリスク面での差異は僅少であるものの、課税庁は、在庫リスクや貸倒リスクの差異調整は行っていた<sup>47</sup>。しかし、高裁は、Xは、契約上、日本市場での売上高に対する一定の利益と販売促進等の活動にかかった費用をすべて補填されることから、損失を計上するリスクを負担していない一方、本件比較対象法人は、その売上高が損益分岐点を下回れば損失を被ることから、負担するリスクに基本的な差異があり、この負担するリスクを無視できるほど程軽微であることを示す証拠はないとした。この点が高裁判断の1番の問題である。全く事業リスクをとらないというような契約は関連者間であるから成立するのであり、独立企業間では想定しがたい取引である。高裁は、本件業務委託契約について、独立企業間取引の観点で商業上合理性があるかを検証せず、関連者間取引の契約をそのまま独立企業間と擬制して、比較可能性を検討しており、これは独立企業原則の適用といえないと指摘されている<sup>48</sup>。

つまり、本件国外関連取引は、契約上の法的形式は役務提供取引で

---

り、製品の受発注や配送等はその付随的業務にすぎず、本件比較対象取引の売上高に占める輸送費は約0.1%前後と認められることから、受発注や配送手配等に係る費用の割合が輸送費の割合に比して特に大きいとは認めがたい」と認定していた。

<sup>46</sup> 村田守弘＝藤澤鈴雄「移転価格税制適用事案の判例-アドビ事件（業務委託契約におけるリスク負担に対する裁判所の判断について）」NBL916号20、23～27頁（2009）。

<sup>47</sup> 田中利久「移転価格課税における比較可能性の要件について」税大論叢71号227～284頁（2011）、山川博樹「大規模法人の税務の課題－国際課税を中心に－」租税研究766号225、283頁（2013）。

<sup>48</sup> 角田伸宏「移転価格税制における多国籍企業への独立企業原則適用の困難性とその解決：租税訴訟での課題と租税条約上の相互協議での解決可能性の考察」一橋大学博士論文53～54頁（2011）。

あるが、Xは再販売の売主とほぼ同様の機能を果たしていることからすれば、比較対象取引として選定された再販売取引と機能、リスク、使用する資産の観点から類似しているかどうかの問題であり、単に形式だけを捉えるのではなく、取引実態を踏まえた総合的な判断が必要ではなかったか<sup>49</sup>。

### 第3節 わが国の移転価格税制が抱える問題

#### 1 租税回避に対する移転価格上の特別措置の不備（実体法上の観点から）

##### (1) アドビ事件における課税手段の選択

わが国には、アドビ事件のような多国籍企業の国際的事業再編を伴う ATP に対して、多くの国が導入している一般的否認規定（General Anti-Avoidance Rule または General Anti-Abuse Rule、GAAR）が存在せず<sup>50</sup>、税務当局が、本件のような ATP を問題視し、否認を試みる場合、基本規定や移転価格税制などの限定的否認規定（あるいは個別否認規定）（Specific Anti-Avoidance Rules、SAARs）、または同族会社行為計算否認規定などの特定目的否認規定（Targeted Anti-Avoidance Rules、TAARs）の適用を検討することになる<sup>51</sup>。本件では、課税庁が適用した手法の他に、次のような課税手段を適用する余地があったと指摘されている。

#### イ 法 22 条 2 項（基本規定）

法 22 条 2 項（無償による資産の譲渡の益金算入）を適用して、事

---

<sup>49</sup> 今村氏は、本件国外関連取引が、「経済実質」において役務提供取引といえるかが本件の問題と指摘する。今村・前掲注 37、11、24～30 頁。望月氏は、高裁が本件算定方法を認めなかったことについて、高裁が「過度に措置法の課税要件を厳しく判断した」ものと考えており、また、わが国の裁判所は、「法令に規定されている課税要件を厳しく限定的に解釈している。」と指摘する。望月文夫「シークレット・コンパラブルに関する考察」税大ジャーナル 20 号 73、90 頁（2013）

<sup>50</sup> 金子・前掲注 13、136～137 頁。

<sup>51</sup> 金子・前掲注 13、137～138 頁、谷口・前掲注 69、79 頁、酒井貴子「GAAR（一般的否認規定）の基礎的考察～IMF Note におけるサンプル GAAR と目的テストを素材として～」租税研究 808 号 88、91 頁（2017）、矢内一好「一般否認規定の各国比較と日本への導入」租税研究 779 号 281、281 頁（2014）。



業再編時にXから本件国外関連者へのマーケティング無形資産の無償譲渡があったことを検討<sup>52</sup>すべきであったのではないかと意見が多くみられる<sup>53</sup>。つまり、本件国外関連者が日本市場において、従前と変わりなくソフトウェア製品の卸売ビジネスができるのは、Xが構築した販売網などのマーケティング無形資産が本件国外関連者に引き継がれているからではないかと想定できる。しかし、当事者間で認識していない取引について、どのような無形資産が移転しているかを特定し、その無形資産が譲渡されたことを認定し、さらに、課税庁がその無形資産の評価を行うことは容易ではない<sup>54</sup>。

ロ 移転価格税制（残余利益分割法）（個別否認規定）

再編時にXから国外関連者に対し上記イのような無形資産の移転がなされなかったならば、Xは、再販売会社であった時期にマーケティング費や広告宣伝費などを投下して構築した独自の無形資産を保有し続けているかもしれない<sup>55</sup>。そうであれば、事業再編後、Xはその無形資産を使用して、本件国外関連者に対し販売活動サービスを行っているのであり、単に売上高に対して1.5%のマークアップだけを享受するような役務提供会社ではないだろう。よって、Xが、本件国外関連者から補填される前に支出したマーケティング費用などから分割フ

<sup>52</sup> 補足であるが、事業再編に伴い、マーケティング無形資産が本件国外関連者に譲渡されたと認定した場合においても、事業再編後、日本法人は、その販売マーケティングサービスによって、本件国外関連者の保有することとなったマーケティング無形資産の価値を高める貢献をしている可能性もあるから、あわせて、事業再編後の移転価格についての検証も必要である。

<sup>53</sup> 太田洋=手塚崇史「国際租税訴訟の裁判例分析 移転価格税制」 中里実=太田洋=弘中聡浩=宮塚久編著『国際租税訴訟の最前線』124～126頁（有斐閣、2010）、増井・前掲注3、86～87頁（2013）、居波邦泰「アドビ事案に係る国際的事業再編の観点からの移転価格課税の検討（上）」税大ジャーナル14号119頁、126～127頁（2010）、吉岡博之「タックスプランニングの結果と税務訴訟～Adobeの事例研究」税務弘報63巻10号116、120頁（2015）、青山慶二「多国籍企業の事業再編成と独立企業原則」租税研究695号111、123、125～126頁（2007）。

<sup>54</sup> 太田氏は、マーケティング無形資産の価値を一義的に算定するのは難しいとしても「最低でも××円以上」の価値があるという形の算定であれば可能だったのではないかと述べる。（太田洋=手塚崇史「近時の移転価格裁判例の動向（第一回）」租税研究723号148、170-171頁（2010）。

<sup>55</sup> 中里実「移転価格課税における無形資産の扱い」日税研論集64号25、35頁（2013）、太田=手塚・前掲注53、125頁。

ァクターを算定し、残余利益分割法を採用するのも選択肢の1つであったと考えられる<sup>56</sup>。しかし、実務上の問題として、外国法人は、日本の税務当局に対し、国外関連者の財務情報などを提供しないことも考えられ<sup>57</sup>、本件国外関連者の詳細な財務情報の入手や機能リスク分析の実施、本件国外関連取引の合算利益や分割ファクターの算定が困難であったのかもしれない。また、課税庁が残余利益分割法を適用しようとしても、日本法人と国外関連者のそれぞれの基本的利益を算定するための比較対象法人の選定や、超過利益を分割するそれぞれの貢献度の測定など算定方法が複雑な残余利益分割法は、課税庁にとって、立証しなければならない考慮要素が多く、一層ハードルが高いものとなる<sup>58</sup>。

#### ハ 代理人 PE<sup>59</sup>の認定（基本規定）

有望な代替手段として本件国外関連者の代理人 PE の認定が考えられる<sup>60</sup>。この当時の法令では、代理人 PE とは、「外国法人のために、その事業に関し契約を締結する権限を有し、かつ、これを継続的に又は反復して行使する者」とされていたが（旧法令4条の4第3項1号）、コミッション取引において、自己の名義をもって契約を締結する日本子会社が、代理人 PE に該当するかどうかは明確でなかったこと<sup>61</sup>や、従属性の事実認定における立証の困難さ<sup>62</sup>から、本件では、

<sup>56</sup> 太田＝手塚・前掲注 53、124～126 頁、吉岡・前掲注 53、120 頁。

<sup>57</sup> 飯守一文「日本における移転価格調査の現状と問題点」本庄資編著『移転価格税制執行の理論と実務』418 頁（大蔵財務協会、2010）。

<sup>58</sup> 太田氏及び小田嶋氏発言要旨「残余利益分割法のように変数が非常に多い手法での課税を課税庁が訴訟で維持するのは相当難しい。」中里＝太田＝小田嶋＝弘中、前掲注 49、395～397 頁。

<sup>59</sup> 国外関連者の恒久的施設（PE）が日本に存在していると認定し、国外関連者の事業所得を課税する。事業再編後の事業体の PE 認定について、青山・前掲注 53、123～129 頁が詳しい。

<sup>60</sup> 太田＝手塚・前掲注 53、124～126 頁、居波・前掲注 53、126～127 頁

<sup>61</sup> 森信茂樹「米国 IT 企業の国際的租税回避にどう対処すべきか(その 2)」アマゾン・ドット・コムへの課税」東京財団政策研究所（2017）

<https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=2857> 東京財団政策研究所 HP（最終検索日：令和 4 年 1 月 17 日）。

<sup>62</sup> 居波・前掲注 53、126 頁、太田＝手塚・前掲注 53、124～126 頁。

PE 課税ではなく、移転価格課税が選択されたものと思われる<sup>63</sup>。

ニ 法 132 条 1 項同族会社の行為計算否認（特別目的否認規定）

法 132 条 1 項は、同族会社の行為又は計算でこれを容認すると法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、租税回避の意思の有無に関係なく、その行為又は計算を否認し、税務署長がその法人の課税標準、欠損金額又は法人税額を計算することができる」と定めているが、「これを容認すると法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」に該当するか否か、その不当性を立証する必要がある。

X の事業活動の実態は、事業再編前後で変わらないにも関わらず、X が獲得できる利益が大幅に減少することになるような、一方的に不利になる本件業務委託契約を締結した X の行為は、純粹経済人として不自然、不合理なものであり、経済的合理性を欠くと認定して、法 132 条 1 項を適用することも選択肢の 1 つであったかもしれない。

しかしながら、アドビ事件後、ATP に対して、法 132 条 1 項を適用した日本 IBM 事件<sup>64</sup>やユニバーサルミュージック事件<sup>65</sup>では、課税庁は、不当性要件の充足を立証できていないことを理由に惨敗しており、ATP に対する法 132 条 1 項の適用には限界が指摘されている

---

<sup>63</sup> BEPS 最終報告書の発表を受けて、恒久的施設（PE）関連規定を含む OECD モデル租税条約が 2017 年 11 月に改正され、国内法についても、平成 30

（2018）年度税制改正において、PE 関連規定の見直しが行われた。改正後の代理人 PE には、外国法人に代わって、反復して「外国法人が所有し、又は使用の権利を有する財産について、所有権を移転又は使用する権利を与えるための契約」の締結権限を有する者が含まれる（法令 4 の 3 ⑦二）ことになり、本件のように海外親会社との取引にコミッションスキームを採用している外資系法人が、わが国において PE 認定されるリスクが高まるものと思われる。一方、二か国間租税条約の改正は、多くの国が BEPS 防止措置実施条約に署名はしているものの、肝心のアイルランド、シンガポールなどは、恒久的施設の地位の人為的な回避に関する規定（第 12 条、第 13 条）を不適用としており、いまだに BEPS 防止措置の実効性が伴っていない。

「BEPS 防止措置実施条約に関する資料」財務省

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/international/tax\\_convention/mli.htm#a03](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/mli.htm#a03) 財務省 HP（最終検索日：令和 3 年 10 月 30 日）。

<sup>64</sup> 前掲注 28。

<sup>65</sup> 前掲注 28。

66。また、事案により不当性要件についての裁判所の判断基準に揺らぎがあり、税務当局にとっても納税者にとっても予測可能性がない不安定な状況である<sup>67</sup>。

## (2) わが国の移転価格税制の限界

租税法の全体を支配する基本原則として、租税法律主義と租税公平主義が上げられるが、租税法律主義と租税公平主義は、相互に対立するため、そのバランスを取りながら租税法は発展してきた。米国やドイツなどは、後者に重点を置かれており、形式と実体が異なる場合、実体に合わせて課税関係をとらえる傾向がみられる<sup>68</sup>。

一方、わが国では、租税法律主義を前提とし<sup>69</sup>、法令の解釈においても、原則として文理解釈をすることとされ、法形式と実体が異なるような ATP に対しても、法令解釈のテクニクではなく、包括的あるいは個別の否認規定に当てはめ、それらの規定がなければ、個別の否認規定の立法にて対抗をすべしという考えが広く受け入れられている<sup>70</sup>。ATP に対して「私法上の法律構成」による否認という手段もあるが、わが国では、真実の法律関係または事実関係から離れて、法律関係または事実関係を構成しなおす（再構成する）して課税することは許されない<sup>71</sup>。

わが国には、国際的租税回避の対抗措置として、移転価格税制、タックス・ヘイブン税制、過少資本税制及び過大支払利子税制がある。これらの制度には、「私法上の法関係と異なる事実を擬制することにより、規範的に課税の対象となるべきと判断される一定の所得を課税

---

66 今村隆「行為計算の否認規定をめぐる紛争(第107回大会シンポジウム 租税回避をめぐる法的諸問題)」税法学 577号 271、271頁(2017)。

67 IBM事件(地裁)事業目的基準、(高裁)独立企業基準、ユニバーサルミュージック事件(地裁)事業目的基準、(高裁)濫用基準(本件では、組織再編を伴っているので、法132条の2の不当性要件(ヤフー事件最高裁判決)で示された濫用基準が大いに参考とされたという特徴がある。)

68 金子・前掲注13、77～96頁、123～152頁。

69 谷口勢津夫『税法基本講義(第7版)』10～12頁(弘文堂、2021)、金子・前掲注13、77～88頁。

70 金子・前掲注13、139頁。

71 金子・前掲注13、142頁、谷口・前掲注69、44頁、84～87頁。

対象に取り込む機能」や「私法上の法関係に従って課税要件規定が適用されることを前提に、課税庁の立証を緩和する機能」が備わっている<sup>72</sup>。

移転価格税制は、本章第1節1で確認したとおり、関連者取引の対価を独立当事者間価格に引き直して課税所得を計算するという「みなし規定」であるから、私法上の法律関係を否認することなく、課税所得計算上では、法律関係や事実関係を再構成するのと同じ効果をもたらす。また、移転価格税制は、租税回避目的が存することや仮想隠蔽等が存したことは課税要件になく、法令に従って算定された独立企業間価格と実際の取引価格との差異によって、結果として、課税所得が減少している場合に適用される<sup>73</sup>。このように移転価格税制は、税務当局の立証の程度が緩和されており、ATP に対しては最後の砦になりうる<sup>74</sup>。

また、移転価格税制は、多国籍企業によるグループ内取引の価格操作を通じた国外への所得流出を防止するとともに、多国籍企業とそれ以外の企業との租税負担の公平性・平等性を確保するための制度である<sup>75</sup>。しかしながら、本件で明らかになったように、わが国の租税法主義の厳格さゆえに、移転価格税制がその目的が十分に果たせない。

高裁は、課税処分を全部取り消しとしたが、判決にて適正な移転価格を示めしておらず、アドビグループは、従前からのプライシングポリシーを後続年度も適用しているものと推測される。単発の取引とは異なり、本件のような継続取引については、裁判所が適正な移転価格を示さない場合、将来年度も、国内から所得が流出し続けることになる<sup>76</sup>。

---

<sup>72</sup> 中里=弘中=渕=伊藤=吉村・前掲注 15、331 頁。

<sup>73</sup> 中里=弘中=渕=伊藤=吉村・前掲注 15、331 頁。

<sup>74</sup> 中里=弘中=渕=伊藤=吉村・前掲注 15、326 頁、小田嶋氏は、外国子会社受取配当益金不算入制度について、各国、移転価格課税強化の流れの中、企業は、外国側を向いておこうというインセンティブが働くと指摘する。中里=太田=小田嶋=弘中、前掲注 49、398 頁。

<sup>75</sup> 太田・前掲注 5、3 頁、中里=弘中=渕=伊藤=吉村・前掲注 15、328 頁。

<sup>76</sup> 角田・前掲注 48、225～228 頁。

わが国の移転価格税制は、本件のようなクロスボーダーの事業再編を伴う ATP に対して脆弱であるから、なんらかの手当てがなされなければ、タックスプランニングに長けた外資系法人だけが利益を享受することとなり、課税の公平性の観点からも問題が残っている<sup>77</sup>。

## 2 国外情報入手手段の措置の不備（手続法上の観点から）

本件では、ATP に対して上記 1 に挙げた代替の対抗手段があったと指摘されている。わが国では、税務訴訟において、特に課税処分の取消訴訟においては、原則、税務当局が立証責任を負うが<sup>78</sup>、国際取引に係る訴訟において、その争点は、多くの場合事実認定の問題であるので<sup>79</sup>、税務当局にとって、税務調査時点での証拠書類の収集が重要となる。よって、本件においては、課税要件の充足を立証するための裏付け資料の入手可能性もその選択に影響を与えていると思われる。

### (1) 国外情報収集

税務調査時の証拠収集や訴訟段階での立証責任の観点から本件を考察すると、課税庁が適用したのは、租税回避の意図の有無や不当性の要件の認定が必要とされない移転価格税制であり、選択した算定手法は、日本法人である X の損益を検証する再販売価格基準法であることから、日本に所在する X の機能やリスクに見合った比較対象取引を選定し、その比較可能性については、日本国内で活動をする内国法人の情報をもって立証することが可能である<sup>80</sup>。したがって、課税庁にとって、X から国外関連者への無形資産の譲渡を認定して、その対価を算定する方法や、国外関連者側の多くの情報を必要とする残余利益分割法等を適用するよりも、情報入手可能性の観点でその立証のハードルは低いと思われる。

<sup>77</sup> 中里=太田=小田嶋=弘中・前掲注 39、392 頁（太田氏発言）、398 頁（中里氏、小田嶋氏発言）、399 頁（太田氏発言）。

<sup>78</sup> 金子・前掲注 13、1135～1136 頁、中里=弘中=淵=伊藤=吉村・前掲注 15、341 頁。

<sup>79</sup> 岩倉=田原・前掲注 34、115 頁。

<sup>80</sup> 所得移転の蓋然性を判断するにあたり、本来は、各当事者の機能リスクを考慮した上で利益配分の状況を勘案することも求められる。（事務運営指針 3-1

(3)）。

また、本件のように、税務調査対象が外資系法人の場合、国外関連者が主体的に租税回避スキームを組成しているので、わが国の税務当局が国外関連者の保有する資料を入手し、事業再編の全体像を把握することは困難である<sup>81</sup>。よって、課税庁が、法 132 条 1 項の適用を検討したとしても、「その法人の行為又は計算」が「不当である」ことを認定し、訴訟段階で、裁判官にその認定が確かであることの心証を得るだけの十分な証拠を税務調査段階で収集するのも限界があったであろう<sup>82</sup>。

---

<sup>81</sup>藤巻一男「クロスボーダー取引の拡大・変容と質問検査権の行使等に関する研究」税大論叢 46 号 10 頁～11 頁（2004）、猪野茂「日本における推定課税の現状と課題」本庄資編著『移転価格税制執行の理論と実務』413 頁 大蔵財務協会、2010）、猪野茂「国外情報アクセスの現状と問題点」本庄資編著『移転価格税制執行の理論と実務』439～440 頁（大蔵財務協会、2010）。

<sup>82</sup> IBM 事件は、わが国の連結納税制度の欠缺を利用し、IBM グループに帰属する日本法人に見せかけの損失を創出した上で、米国チェックザボックス制度を利用して、日本法人と米国エンティティに多額の損失を二重に計上し、BEPS プロジェクトで問題とされたミスマッチによる二重非課税を実現した完璧な租税回避スキームであった（岡村忠生「租税法複雑系（第 11 回）BEPS と行為計算否認（1）」税研 30 巻 6 号（180 号）70、71～74 頁（2015））が、課税庁は、日本法人に計上された損失について、法 132 条 1 項を適用し、IBM グループが行った一連の行為を全体で捉えて、その行為に経済合理性がなく、日本法人の納付すべき法人税を不当に減少させる行為であると主張した。しかし、第一審、控訴審ともに、課税庁の事実認定レベルでの立証が十分ではないこと、つまり、主張を認めるに足りる証拠がないことを理由に棄却されている。この点について、本件において、日本 IBM 側が調査協力に消極的であったことも指摘されており、税務調査段階での証拠収集の不十分さが、第一審での敗訴、そして、控訴審での苦しい主張変更を迫られた一因であるとも考えられる。（西山由美「『IBM 事件』一譲渡損失と連結納税を利用したタックス・スキーム～東京地裁平成 26 年 5 月 9 日～」WLJ 判例コラム第 42 号（2015）

<https://www.westlawjapan.com/column-law/2015/150126/> WESTLAW JAPAN HP(最終検索日令和 4 年 1 月 17 日)、西山由美「『IBM 事件』控訴審判決 一連の取引の『不当性』判断をめぐって～東京高裁平成 27 年 3 月 25 日判決～」WLJ 判例コラム第 53 号（2015）

<https://www.westlawjapan.com/column-law/2015/150824/> WESTLAW JAPAN HP(最終検索日令和 4 年 1 月 17 日)、岩品信明「IBM 事件判決の検討 [東京地裁平成 26.5.9 判決]」ビジネス法務 14 巻 9 号 90、94 頁（2014）、吉岡・前掲注 53、119 頁）。

また、取引の国際化及び複雑化に伴い、一連の各取引が同時に整然と行われるわけではなく、タイムラグや戦略上の修正やぶれなどもあり、一連の取引全体をとらえて租税回避行為を認定することはますます困難になっていることも指摘されている（西山、WLJ 第 53 号）。

最近の移転価格課税に係る事件（ブラジルマナウス事件<sup>83</sup>や、ワールド・ファミリー事件<sup>84</sup>など）においても、比較対象取引の比較可能性や差異調整が十分でないこと理由に国側が敗訴している。訴訟にて、裁判官から比較対象取引について厳密な比較可能性を求められるのであれば、税務当局にとって、比較対象取引がないことの立証の方が容易であり、次善の策として、納税者にとって予見可能性が保障されているとは言い難い利益分割法の適用を検討することになる<sup>85</sup>。しかしながら、利益分割法の適用にあたっては、国外関連者の切出し損益<sup>86</sup>をはじめとして国外関連者の多くの情報が必要であるが、納税者の協力が得られなければ、その入手は困難である<sup>87</sup>。

税務当局は、入手できた情報（証拠）の範囲で課税要件の充足を立証できる課税手段を選択することになるが、訴訟段階においても、手元にある証拠資料の中で、課税要件を満たしていることを立証せざるをえず、本件において、課税庁が上告を断念したのは、新たな証拠が手元になかったのではないか<sup>88</sup>との指摘があるように、国際取引の立件や裁判での立証の困難さは、税務調査における証拠収集の制約によることが大きいと考えられる<sup>89</sup>。

## （2）同業者調査（シークレットコンパラブル）

本件で、Xは、「一般に手続要件の違反が課税の効力に影響を与えないとされているのは、手続の違反があっても課税の違法性を争えなくなるといふ不利益を受けないからであり、一方、シークレットコン

<sup>83</sup> 東京地判平成 26 年 8 月 28 日税資 264 号順号 12520、東京高判平成 27 年 5 月 13 日税資 265 号順号 12659。

<sup>84</sup> 東京地判平成 29 年 4 月 11 日税資 267 号順号 13005。

<sup>85</sup> 青山慶二「最近の判例から見る国際課税に関する課税リスク 第 30 回：移転価格税制における寄与度利益分割法の適用（平成 24.4.27 地裁判決）」TKC 税務情報 30 巻 5 号 44 頁（2021）、青山慶二『現代税制の現状と課題 国際課税編』188 頁（新日本法規、2017）。

<sup>86</sup> 切出し損益とは、対象とする国外関連取引のみに係る損益であり、取引毎の内部情報がなければ算定できない。

<sup>87</sup> 青山・前掲注 85、44 頁。

<sup>88</sup> 中里=太田=小田嶋=弘中、前掲注 39、396～397 頁。

<sup>89</sup> 内海英博「税務調査のトラブル予防と税務紛争への最新の対処法」租税研究 756 号 140、141 頁、148 頁、152 頁。（2012）。



パラブルによる課税は、納税者による比較可能性についての反論防御が著しく困難になるから、シークレットコンパラブルの情報を用いた移転価格課税は違法となると解するべき」と主張していた。しかし、シークレットコンパラブルの問題が、手続上の問題か、課税要件そのものであるかについて裁判所の判断がなされなかった<sup>90</sup>ため、その答えは定かではない<sup>91</sup>。

シークレットコンパラブルは、納税者にとって、訴訟の場で反証する機会を逸失するものであり、また、納税者はその同業者の情報を入手できないため、その数値をもって申告をすることはできないと課税庁と納税者との情報の非対称性に対して批判がある<sup>92</sup>。しかしながら、本件やワールド・ファミリー事件で、課税庁がシークレットコンパラブルを用いたにもかかわらず、納税者が勝訴しているという事実からは、シークレットコンパラブルの適用が、必ずしも訴訟において弊害となっているとも認められず<sup>93</sup>、また、シークレットコンパラブルは、納税者側の資料提供の協力を担保し、適正かつ公平な執行を確保する重要な制度であるから、「課税庁にとってのラストリゾートとすることで、移転価格税制が国際的租税回避に対抗するために設けられた制度としての役割を果たすことができる」<sup>94</sup>との意見には筆者も同意見であり、シークレットコンパラブルの利用がどの程度まで認められる

---

<sup>90</sup> 中里氏は納税者の主張が正しかったのではないかと発言。中里=太田=小田嶋=弘中・前掲注 49、394～395 頁、村田=藤澤・前掲注 46、26～27 頁、村田守弘「移転価格税制適用事案の判例（アドビ事件）-裁判所が判断を下さなかったシークレットコンパラブルについて-」月刊税務事例 42 号 40 頁、40～45 頁（2010）、太田洋=北村導人「我が国の移転価格税制と文書化」中里実=太田洋=弘中聡浩=宮塚久編著『移転価格税制のフロンティア』275 頁（有斐閣、2011）。

<sup>91</sup> 金子氏は、「これらの場合の質問・検査に係る手続要件は、その重要性にかんがみ更正処分の要件であると解すべき・・・」と従来の見解「この質問・検査にかかる手続要件は、更正処分の要件ではないから、その違法が直ちに構成処分の違法理由とはならない」（アドビ事件地裁と同旨）を 22 版で改めた。金子・前掲注 13、613 頁。

<sup>92</sup> 中里・前掲注 55、64～67 頁、山本英幸「シークレット・コンパラブルによる移転価格課税と申告納税制度」租税訴訟第 3 号 125、127～147 頁（2010）。

<sup>93</sup> 望月・前掲注 49、73、94 頁。

<sup>94</sup> 望月・前掲注 49、94 頁、太田=手塚・前掲注 53、131 頁。

かは、さらなる事例の積み重ねが必要である<sup>95</sup>と考える。

### 3 まとめ

実体法面では、わが国の移転価格税制が、国外関連取引の価格設定、利益水準、利益配分等が当事者各々の実際の機能リスク等に見合ったものになっているかという観点でその移転価格上の問題の有無を判断することを求めているにもかかわらず<sup>96</sup>、裁判所は、厳格に課税要件を捉え、書面に表現された私法上の法関係を優先する態度を示したことから、多国籍企業が、契約書上、グループ内の機能やリスクの配分を自由にコントロールすることで租税回避が可能な状況に対して、わが国の移転価格税制がその目的を果たせないこと、また、ATP に対する特別な対抗措置も整備されていないという課題が浮き彫りとなった。

手続法面では、本章本節 1 (1) の検討したとおり、課税庁にとって複数の課税手段は用意されていたが、その選択には、国外情報の入手可能性の大きく影響しており、国外情報の入手手段の措置（特に外資系法人の国外関連者情報）が十分に機能していると言い難い。ATP に対抗するためには、実体法と手続法との両輪の整備が必要であり、実体法が機能するためには、手続法の充実が鍵である。特に、多国籍企業と税務当局間の情報の非対称性の解消、つまり、税務当局が多国籍企業の保有する国外情報をどのように入手するか大きな課題である。

次章では、BEPS プロジェクト後のわが国の移転価格税制が BEPS に対して十分に対抗できるかを実体法面と手続法面の両面から考察する。

## 第 2 章 BEPS プロジェクト後の移転価格税制

### 第 1 節 BEPS に対する対処

#### 1 BEPS プロジェクトの成果（最終報告書／TP ガイドライン改定）とわが国の対応（税制改正）

BEPS プロジェクトは、公正な競争条件の確立という理念の下、

<sup>95</sup> 太田=手塚・前掲注 94、131 頁。

<sup>96</sup> 事務運営指針 3-1。

「グローバル企業は価値が創造されるところで税金を支払うべき」との観点から、国際課税原則を全面的に再構築するプロジェクトであり<sup>97</sup>、3本柱として、①実質性（多国籍企業の経済活動の実態に即した課税を重視する国際課税原則の再構築）、②透明性（各税務当局が協調して多国籍企業の活動やタックスプランニングに関する実態の把握する制度の構築）、③予見可能性（より効果的な租税に関する紛争解決手続きの構築及び BEPS プロジェクトの迅速な実施の確保）を掲げた。①が本稿でいうところの実体法に係る部分の指針であり、②及び③は、手続法に係る部分の指針である。

15の行動計画<sup>98</sup>に沿って議論した成果物として、2015年9月に「BEPS 最終報告書」（以下「最終報告書」という。）<sup>99</sup>がとりまとめられ、同年10月にG20財務大臣・中央銀行総裁会議、同年11月にG20サミットに報告された。最終報告書は、各国のその後の税制改正の指針であり、わが国もこの指針に沿って順次税制改正を行っている。

多国籍企業の事業再編に伴う機能リスク移転については、BEPSプロジェクトに先行して、2005年から「多国籍企業グループの国際的事業再編について、移転価格との関係を検討するプロジェクト」にて検討され、その成果物を反映して、2010年7月、TPガイドライン第9章に「事業再編に係る移転価格上の側面」が新設された<sup>100</sup>。しかし、これだけでは問題解決にはならず<sup>101</sup>、さらに「無形資産の移転

---

<sup>97</sup> 緒方健太郎「海外論文紹介 BEPS 最終報告書について」租税研究 798号 256、256頁（2016）、田近栄治「デジタル企業と無形資産にどう課税するかー『OECD/G20 包括的枠組み』の提案の意味」東京財団政策研究所(2021)、<https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=3784> 東京財団政策研究所 HP（最終検索日：令和4年2月23日）。

<sup>98</sup> “Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting “OECD(2013)、[https://read.oecd-ilibrary.org/taxation/action-plan-on-base-erosion-and-profit-shifting\\_9789264202719-en#page1](https://read.oecd-ilibrary.org/taxation/action-plan-on-base-erosion-and-profit-shifting_9789264202719-en#page1) OECD HP（最終検索日：令和3年12月25日）。

<sup>99</sup> “BEPS 2015 Final Reports” OECD（2015）、<https://www.oecd.org/ctp/beps-2015-final-reports.htm> OECD HP（最終検索日：令和3年12月25日）。

<sup>100</sup> 増井・前掲注3、69～72頁。

<sup>101</sup> 居波邦泰「国際的事業再編取引への対応についてー移転価格税制の観点からー」税大論叢 75号 253～254頁（2012）。

価格上の側面」についての検討が開始されていた<sup>102</sup>ところ、この議論は、BEPS プロジェクトへ引き継がれるに至った。

移転価格税制については、「移転価格税制と価値創造の一致」という基本方針の下、実体法面では、行動計画 8～10 に示された行動計画に沿って、無形資産移転による BEPS 防止策及び評価困難な無形資産(hard-to-value-intangibles、以下「HTVI」という。)の移転に関する特別ルール(行動計画 8)、リスクの移転又は資本の過剰な配分による BEPS 防止策(行動計画 9)、非関連者との間では非常に稀にしか発生しない取引等から生じる BEPS の防止策(行動計画 10)について検討された。手続法面では、多国籍企業に対し、国毎の所得、経済活動、納税額の配分に関する情報を、共通様式に従って各国政府に報告させる新たな文書化制度(行動計画 13)について議論がなされた。

BEPS プロジェクト前の指針が、独立企業原則の適用にあつて、機能、資産、及びリスクの契約上の取決めによる配分を重視するように受け止められ、多国籍企業による小細工(manipulation)に脆弱であったことに対して<sup>103</sup>、このプロジェクトの成果物である行動計画 8～10 の最終報告書<sup>104</sup>の内容は、独立企業原則に関する指針を明確

---

<sup>102</sup> 増井・前掲注 3、69～72 頁。

2010 年 11 月 9 日税制調査会専門家委員会「国際税務に関する論点整理」及び「国際税務に関する論点のポイント」、

[https://www.cao.go.jp/zei-cho/history/2009-2012/gijiroku/zeicho/2010/\\_icsFiles/afieldfile/2010/11/24/22zen8kai11.pdf](https://www.cao.go.jp/zei-cho/history/2009-2012/gijiroku/zeicho/2010/_icsFiles/afieldfile/2010/11/24/22zen8kai11.pdf)、

<https://www.cao.go.jp/zei-cho/history/2009-2012/gijiroku/zeicho/2010/22zen8kai.html>

内閣府 HP (最終検索日：令和 4 年 1 月 9 日)。

<sup>103</sup> “Action 8-10 Transfer Pricing” OECD

<https://www.oecd.org/tax/beps/beps-actions/actions8-10/>

OECD HP (最終検索日：令和 3 年 12 月 25 日)

<sup>104</sup> “Aligning Transfer Pricing Outcomes with Value Creation, Actions 8-10 - 2015 Final Reports” OECD(2015)

[https://www.oecd-ilibrary.org/taxation/aligning-transfer-pricing-outcomes-with-value-creation-actions-8-10-2015-final-reports\\_9789264241244-en](https://www.oecd-ilibrary.org/taxation/aligning-transfer-pricing-outcomes-with-value-creation-actions-8-10-2015-final-reports_9789264241244-en)

OECD HP(最終検索日：令和 3 年 12 月 25 日)。

化及び強化するとともに<sup>105</sup>、より経済的実質を重視したものとなった。具体的には、最終報告書は、2010年版TPガイドラインの第1章セクションD「独立企業原則の適用のガイダンス」、第6章「無形資産」、第7章「低付加価値グループ内役務提供」、第8章「費用分担契約」の改定を勧告した<sup>106</sup>。また、行動計画13の最終報告書は、透明性の向上のため、多国籍企業の活動の全体像を把握することを目的とする3層構造の文書化制度を勧告した<sup>107</sup>。そして、その内容をほぼそのまま反映して2017年にTPガイドライン<sup>108</sup>が改正された。

#### (1) 実体法面の対抗策

##### イ 移転価格算定方法の追加

2010年版TPガイドラインでは、無形資産の移転価格算定方法の一つとしてディスカウント・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」という。）の適用可能性が示されたものの<sup>109</sup>、わが国では税制改正がなされず、その取扱いについて不明確な状態が続いていたが、令和元（2019）年度税制改正で、措令に算定手法の一つとしてDCF法が追加された。なお、DCF法は、無形資産取引に限定するものでなく、すべての国外関連取引が対象となる。また、税制改正の解説では、事業再編における独立企業間価格の算定の場面では、DCF法が最適な価格算定方法として採用されうる旨説明されている<sup>110</sup>。

<sup>105</sup> 吉村政穂「移転価格税制と無形資産－BEPS最終報告書の公表を受けて」租税研究797号471、473頁（2016）。

<sup>106</sup> 本稿では、第7章「低付加価値グループ内役務提供」、第8章「費用分担契約」の改定については扱わない。

<sup>107</sup> OECD HP” Transfer Pricing Documentation and Country-by-Country Reporting, Action 13 - 2015 Final Report” OECD(2015) [https://www.oecd-ilibrary.org/taxation/transfer-pricing-documentation-and-country-by-country-reporting-action-13-2015-final-report\\_9789264241480-en](https://www.oecd-ilibrary.org/taxation/transfer-pricing-documentation-and-country-by-country-reporting-action-13-2015-final-report_9789264241480-en) OECD HP（最終検索日：令和3年12月25日）

<sup>108</sup> 2017年版TPガイドライン [https://read.oecd-ilibrary.org/taxation/oecd-transfer-pricing-guidelines-for-multinational-enterprises-and-tax-administrations-2017\\_tpg-2017-en](https://read.oecd-ilibrary.org/taxation/oecd-transfer-pricing-guidelines-for-multinational-enterprises-and-tax-administrations-2017_tpg-2017-en) OECD HP（最終検索日：令和3年12月25日）。

<sup>109</sup> 2010年版TPガイドライン（パラ6.29）。

<sup>110</sup> 令和元年度の税制改正の解説 国際課税関係の改正 591～594頁 <https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11344177/www.mof.go.jp/tax>

## ロ 無形資産の定義

2010年版TPガイドラインでは、無形資産の包括的な定義はなく、例示に留まっていたが、改定後のTPガイドラインの第6章では、無形資産を、「有形資産や金融資産ではなく、商業活動で使用するにあたり所有または支配をすることができ、比較可能な状況での非関連者間取引においては、その使用又は移転によって対価の支払いが生じるもの」（パラ6.6）と非常に広く定義<sup>111</sup>した上で、機能分析によって、対象となる無形資産を具体的に特定し、その取引において、その無形資産の開発・改良・維持・保護・使用（Development, Enhancement, Maintenance, Protection, Exploitation、以下「DEMPE」という。）に関連して果たす重要な機能、引受けるリスク、その無形資産がどのように事業活動等に相互作用して価値を創造しているかを特定されるべき（パラ6.12）とした。

これは、移転価格税制においては、超過利益を生み出す「無形資産」は課税根拠となるので、この広範で曖昧な「無形資産」の概念をはっきりさせる必要があり、課税根拠となる無形資産の外縁を可視化するためのDEMPEプロセスを明確化したもの<sup>112</sup>とも捉えられている。

そして、無形資産の法的所有者だけではなく、無形資産の価値に貢献する機能を果たし、資産を使用し、リスクを負担した他の当事者には、独立企業原則に基づいてその貢献に対する対価が支払わなければならない（パラ6.32）と、価値創造の貢献に応じて利益が配分されることが示された<sup>113</sup>。

わが国においても、移転価格上の無形資産は、措通で例示がなされていたが、令和元(2019)年度税制改正にて、TPガイドラインの定義に沿って法令化された。下記ハの特定無形資産国外関連取引に係る価

---

[\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2019/explanation/index.html](http://policy/tax_reform/outline/fy2019/explanation/index.html) 国立国家図書館HP（最終検索日：令和3年11月28日）。

<sup>111</sup> 南繁樹「わが国の移転価格税制の概要とBEPS対応」金子宏監修『現代租税法講座第4巻国際課税』282～283頁（日本評論社、2017）。

<sup>112</sup> 南繁樹「移転価格税制－無形資産に関する最新事情：DCF法、所得相応性基準、最新判例、海外での進展」租税研究841号141、148～149頁（2019）。

<sup>113</sup> 南・前掲注111、283-285頁。

格調整措置を創設するにあたり、その対象範囲を明確にするために、法令で移転価格税制上の無形資産を定義する必要性が生じたと説明されている<sup>114</sup>。

一方で、無形資産を特定する DEMPE については国内法の改正はないが、事務運営指針 3-12 において、無形資産の「形成、維持、又は発展」に対する貢献の程度も勘案するとされていることから、従来からの無形資産の概念から大きく変わるものではなく<sup>115</sup>、TP ガイドラインとも整合的であると考える。

#### ハ HTVI アプローチの導入

無形資産を用いた BEPS の典型例として、無形資産を開発の早い段階で無税又は低税率国の国外関連者に低廉譲渡し、その後、その評価が大きく増大する例があげられる<sup>116</sup>。その場合、納税者が譲渡時点ではその後の成功を予見できなかったと主張すること対し、税務当局が、その移転価格の適切性を検証しようとする場合、納税者から提供される見識や情報に依存せざるを得ず、税務当局と納税者との情報の非対称性から生ずる立証の困難さが指摘されていた（パラ 6.186）<sup>117</sup>。

そこで、改訂後の TP ガイドラインでは、HTVI を「信頼できる比較対象取引が存在せず、取引開始時点において、譲渡された資産から生じる将来のキャッシュフローもしくは収益についての予測、又は無形資産の評価で使用した前提が非常に不確かで、譲渡した時点で当該無形資産の最終的な成功の水準に係る予測が難しいもの」（パラ 6.189）と定義し、HTVI の譲渡について、税務当局が事後的な結果を取引時の価格設定の取決めの適正性を証明する推定証拠とし、事後

---

<sup>114</sup> 改正解説・前掲注 110、599 頁、新設通達（無形資産の例示）66 条の 4（8）-2 <https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/200708/pdf/08-3.pdf> 国税庁 HP（最終検索日：令和 3 年 11 月 28 日）。

<sup>115</sup> 南・前掲注 112、149 頁。

<sup>116</sup> 藤枝純「評価困難な無形資産に関する OECD ガイダンスの解説」国際税務 38 巻 9 号 76、76～77 頁（2018）。

<sup>117</sup> 竹内茂樹「無形資産取引に係る移転価格調査～HTVI（特定無形資産）を中心に～」国際税務 41 巻 11 号 92、92～93 頁（2021）



の結果及び取引時に納税者が知り得た又は知るべきであった関連情報等を勘案して、当初の移転価格を評価することを認める「HTVI アプローチ」の導入を勧告した（パラ 6.187～6.188）<sup>118</sup>。つまり、HTVI アプローチは、納税者と税務当局との情報の非対称性を利用した租税回避行為を抑止する制度であり、具体的には、納税者が設定した無形資産取引の対価の額が取引開始後から5年以内に独立企業間価格と20%以上乖離した場合、対価の再精算を求めるものである（パラ 6.193）<sup>119</sup>。

いわゆる米国の「所得相応性基準」と類似した制度であるが、米国の所得相応性基準が、無形資産の譲渡時の対価（事前の予測）と事後の結果が20%以上乖離した場合に、機械的に定期的調整がなされる制度であるのに対し<sup>120</sup>、後知恵課税を禁止するTPガイドラインは、対象をHTVIに限定し、独立企業間であれば無形資産の評価における不確実性に対応するため、短期間の契約締結、価格調整条項の導入、条件付き価格設定、価格の再交渉などの方法をとるとみられる場合に税務当局にその対価の事後調整を認めるものであるから、後知恵ではないという立場をとっている（パラ 6.185）<sup>121</sup>。つまり、本制度の適用にあたっては、対価設定の時点で、納税者が超過利益発生の可能性を認識し得たかという点が重要とされる<sup>122</sup>。

わが国では、令和元(2019)年度改正にて、HTVI アプローチと整

---

<sup>118</sup> 藤枝・前掲注 116、76、76～77 頁

<sup>119</sup> 大沢拓「移転価格税制における DCF 法及び対価算定が著しく困難な無形資産取引に係る対価算定方法の導入について」国際税務 39 巻 9 号 42、42～44 頁（2019）。

<sup>120</sup> 渡辺智之「所得相応性基準」日本機械輸出組合国際税務研究会研究論文、2～4 頁（2017）、井藤正俊「最新「OECD 移転価格ガイドライン」（2017 年版）の注目すべき点（4）～所得相応性基準の創設」（2018）[https://shin-sei.jp/itenkakaku\\_news/news\\_201812041055/](https://shin-sei.jp/itenkakaku_news/news_201812041055/) 信成税理士法人 HP（最終検索日：令和 3 年 10 月 30 日）、竹内・前掲注 117、92、92～93 頁（2021）、南・前掲注 112、157 頁。

<sup>121</sup> 竹内・前掲注 117、92、92～93 頁（2021）、南・前掲注 112、157 頁。米国の所得相応性基準が、国際的に確立された独立企業間価格の基準と整合性があるか論争がある。また、TP ガイドラインは、HTVI アプローチを所得相応性基準とは称していない。渡辺・前掲注 120、4 頁、11～15 頁、29～30 頁

<sup>122</sup> 大沢・前掲注 122、42～44 頁。



合的な特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置制度が創設された<sup>123</sup>。特定無形資産とは HTVI のことであり、①固有の特性を有し、かつ、高い付加価値を創出するために使用されるものであること、②無形資産に係る予測利益の額を基礎としてその独立企業間価格を算定するものであること、③無形資産に係る予測利益の額その他の独立企業間価格を算定するための前提となる事項の内容が著しく不確実な要素を有していると認められるものであること、の3要件を満たす無形資産と定義された。

本制度は、税務当局に対して、対象となる国外関連取引の取引時における価格算定の前提となった事項についてその内容と相違する事実（事後の結果）及びその相違することとなった事由の発生の可能性を勘案して独立企業間価格を算定する権限を与えるとともに、納税者が文書化をして税務当局が検証できる情報を提供できれば適用されない制度設計がとられ、税務当局と納税者との情報の非対称性の解消を図っている<sup>124</sup>。

また、本価格調整措置を適用したならば独立企業間価格とみなされる金額と当初の取引価格との乖離が一定の範囲内（上下20%内）に収まっている場合、価格調整措置は適用されない（措法66条の4第8項ただし書、措令39条の12第16項）とするセイフハーバーを設けている。

## ニ 独立企業原則の適用のための指針の改定

2017年のTPガイドラインにおける最も重要な改定は第1章セクションD（独立企業原則の適用のための指針）の改定である<sup>125</sup>。

独立企業原則の適用の核心である移転価格分析について、まず、①

<sup>123</sup> 改正解説・前掲注110、594～599頁。

<sup>124</sup> 取引時点の設定対価（事前の予測）の正当性に係る立証責任を納税者に転換する制度である。竹内・前掲注117、92、92頁、97頁、一方、税務当局に納税者の予測可能性に係る立証責任を課している。大澤・前掲注119、42、42～44頁。

<sup>125</sup> 田井良夫「ソフトローとしての移転価格ガイドラインの改定」本庄資編著『国際課税ルールの新しい理論と実務：ポストBEPSの重要課題』468～470頁（中央経済社、2017）。

関連者取引の正確な描写（delineation）を行った上で、②正確に描写された国外関連取引の経済的特徴と比較対象取引の経済的特徴を比較するという2つのステップが示された（パラ 1.33）。

正確に描写にあたって、特定すべき条件および経済的特徴は、①取引の契約条件、②取引の当事者が使用する資産、引き受けるリスクを踏まえた当事者が果たす機能、③譲渡される資産及び提供される役務の特徴、④市場の経済状況、⑤事業戦略の5つであるが（パラ 1.36）、これらは、改定前の TP ガイドラインで示されていた比較可能性の要素と同一のものである（パラ 1.36）。②の機能分析では、まず、取引の契約条件を契約書で確認することから始め、5つの経済的特徴について、当事者の実際の行動と整合的かどうかを検討し（パラ 1.42～1.43）、取引における経済的特徴が、書面による契約条件と一致しない場合には、実際の当事者の行動を反映させた取引によって正確に描写される（パラ 1.45～1.46）。そして、対価は、それぞれの当事者が果たす機能を反映するものであるから、グループ全体としてどのように価値が創造されているか、関連者の貢献について理解することが重要である（パラ 1.51）。特に、取引の契約条件について、移転価格分析を行うためには、契約書の情報だけでは不十分であり、当事者の実際の行動が証拠となる（パラ 1.43）と説明している。

次に、リスクについて、実際のリスクの負担が関連者取引の価格などの条件に影響を与えることから、当事者がどのようにリスクを引き受けているかを分析することが重要（パラ 1.56～1.58）とし、詳細なリスク分析の6段階のプロセス<sup>126</sup>が示され、実際のあるべきリスク配分を考慮して、取引対価を算定する（パラ 1.60）としている。

なお、リスクの引受けは、その当事者がリスク管理能力及びリスク

---

<sup>126</sup> リスク分析のプロセスは、①経済的に重要なリスクを具体的に特定、②契約上のリスク引受けの検討、③機能分析を行い、当事者が、特定された経済的に重要なリスクの引受けと管理のためにどのような活動を行っているかを分析、④契約上のリスクの引受けが、関連者の行動などの事実関係と矛盾していないかなど判断、⑤あるべきリスク配分を決定、⑥描写された実際の正確な取引に基づき、⑤で決定したリスク配分の結果を考慮して、取引の対価を決定する（パラ 1.60）。

引受けのための財務能力を有しているかという観点で判断される（パラ 1.60）が、リスク管理能力とは、①リスクを負担するか、手放すか等を意思決定する能力、②リスクを負担する機会に対応する能力③リスクを軽減する能力を有し、実際にそれらの意思決定を行っていること（パラ 1.61）をいう<sup>127</sup>。つまり、重要な経済的リスクの引受けの判断にあたっては、リスクを管理する人的機能に焦点が当てられる<sup>128</sup>。

このように、当事者の契約書の条件だけでなく、当事者の行動がより重視され、形式と実質が異なる場合には、実質に整合的に比較可能性分析を実施することが明示された。よって、改定後の TP ガイドラインは、移転価格税制の適用にあたって、取引の実質に踏み込むことを要請しており<sup>129</sup>、これは経済的実質基準に近いものと考えられる<sup>130</sup>。

なお、わが国では、これらの指針の改定に対する法令等の改正はなされていない。

#### ホ 取引の否認・再構築

改正前の TP ガイドラインでは、例外的に、税務当局が取引の否認・再構成をすることが適切かつ合法的な場合として、①取引の経済実質がその取引の形式と異なる場合、②商業的合理性のある形で行動する独立企業が行っただろう取決めと異なる場合の 2 つを挙げていた。

---

<sup>127</sup> 2017 年版 TP ガイドラインは、リスク分析を重要視しているが、企業グループ内取引のリスク配分は無視した方がよいという意見もある。浅妻章如

「BEPS：value creation と arm's length との異同、次に value creation 基準の難点」税大ジャーナル 27 号 35、47 頁（2017）。村田＝藤澤、前掲注 46、23～27 頁。

<sup>128</sup> 山田真毅「移転価格算定におけるリスクの理解」山川博樹編著『国際課税・係争のリスク管理と解決策』297 頁（中央経済社、2017）、飯守一文「海外論文紹介 デジタル課税の制度と執行を巡る議論」租税研究 852 号 323、324 頁（2020）、須藤一郎「ポスト BEPS の機能分析」国際税務 37 巻 1 号 45、46 頁（2017）。

<sup>129</sup> 吉村政穂「租税手続法の一環としての一般的否認規定？—国税通則法制定に関する答申をめぐる議論を振り返る」日税研論集 72 号 35、52 頁（2017）、吉村・前掲注 11、214 頁、久保田・前掲注 10、143～145 頁。

<sup>130</sup> 小森敦「海外論文紹介リスク・コントロール、DEMPE 機能と R&D サービス・プロバイダーへの対価」租税研究 867 号 96、133 頁（2022）。

(2010年版TPガイドラインパラ1.64~1.65)。

改定後のTPガイドラインは、②の商業上の合理性を欠く場合(パラ1.122~1.125)の例外を除き、実際の取引を否認あるいは再構築すべきでないとする。①の経済実質を欠く場合については、通常の見積り分析にて、取引の描写(delineation)を行う過程で、関連者間取引の当事者間のリスク配分の実態確認がなされ(描写分析)、形式と実質が一致していない場合は、正確に描写されたリスク配分に基づいて、独立企業間価格の算定が検討されることになる。(上記二のとおり。)

つまり、①の経済実質を欠く場合については、見積り分析の正確な描写のステップに取り込まれたと考えられる<sup>131</sup>。

ところで、TPガイドラインのD1節の描写分析(パラ1.60)は、経済実質を重視しているがあくまで価格決定プロセスである一方、D2節の再構成(パラ1.112)は、関係者の取引の「契約条件」や「契約の法形式」の引き直しであるが、両者の関係が明確でないと指摘される<sup>132</sup>。この点について、D2節の再構成は、関連者間取引に経済的

---

<sup>131</sup> OECD第6作業部会の代表を務めたMichael McDonald氏が、「リスク再配分を通じて取引を再評価することは、再構成よりも通常適用され、有意義な効果をもたらすことができる」と述べたことが紹介されている。今村隆「海外論文紹介 移転価格税制における再構成(Recharacterization)を巡る紛争の拡大」租税研究861号229、231頁(2021)、今村隆「移転価格税制をめぐる最近の各国の裁判例(第2回) 対象取引の再構成の可否」租税研究863号171、172頁(2021)、井藤正俊「最新「OECD移転価格ガイドライン」(2017年版)の注目すべき点(1)」(2018) [https://shin-sei.jp/itenkakaku\\_news/news\\_201809041044/](https://shin-sei.jp/itenkakaku_news/news_201809041044/) 信成税理士法人HP(最終検索日:令和3年12月29日)。

2014年OECDディスカッションドラフトでは、経済実質を欠く場合を、さらに一歩進めて、「非関連者間取引における基礎的な経済的属性基準に置き換えて、さらに経済的実質を強化しようとしたが、非常に多くの批判を受けて撤回したという経緯がある。」緒方・前掲注1、196、212~213頁、「基礎的な経済的属性を米国当局が強く非難、米国当局が理解する独立企業原則の理念を侵食するもので危険なものと映った」吉村・前掲注11、210頁、今村隆「講演録 移転価格税制とOECD新ガイドライン—無形資産の移転、過大な資本配分とリスク移転—」税大ジャーナル30号1、5~6頁(2018)。

<sup>132</sup> 「描写分析は、価格決定プロセスであり、再構成は、関係者の取引の「契約条件」や「契約の法形式」を引き直すことであるが、リスク分析にあたって、経済実質を重視すると、その区別は難しい。」今村・前掲注131、229、231頁、245~246頁(2021)。

実質は存在するが、商業上の合理性がない取引を否認するものであり<sup>133</sup>、法 132 条 1 項の「不当性」の判断基準として採用される「経済合理性」に近い概念と捉える見解もある<sup>134</sup>。

なお、わが国では、これらの TP ガイドラインの改正に対応する法令等の改正は行われていない。

## (2) 手続法面の対抗策<sup>135</sup>

### イ 文書化制度

多国籍企業による BEPS に対抗するためには、時代遅れとなった国際課税原則の再構築とともに、多国籍企業の活動の透明性を高めるが不可欠である。税務当局は国単位で情報収集・調査を行い、課税することが基本であるため、グローバルで活動する多国籍企業グループと税務当局との間には大きな情報の非対称性が生じており、BEPS プロジェクトでは、その情報の非対称性を解消するため、各国が協調して情報を共有することが合意された。

移転価格税制については、1995 年に TP ガイドラインの第 5 章に文書化制度が規定され、多くの国が独自の移転価格文書化制度を導入していたが、国によって制度が異なっていることや、グローバル化の進展による国境を跨ぐグループ内取引の劇的な増加、それに伴う税務当局による調査などの厳格化などにより、多国籍企業グループにとっては税務コンプライアンスコストが大きな負担となっている一方、税

<sup>133</sup> 「商業合理性基準」は、「経済的実質基準」とは重なり合わない相補的な基準として規定。緒方・前掲注 1、196、207 頁。

<sup>134</sup> 小森・前掲注 130、135 頁。

<sup>135</sup> 税理士法人トーマツ「BEPS を踏まえた我が国の事業環境整備と企業の親子間情報共有の在り方等に関する調査」13～18 頁（2018）。

[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11280826\\_po\\_000194.pdf?contentNo=1&alternativeNo=](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11280826_po_000194.pdf?contentNo=1&alternativeNo=) 国立国会図書館 HP（最終検索日：令和 3 年 5 月 28 日）

「Guidance on Transfer Pricing Documentation and Country-by-Country Reporting(16 Sep 2014)」OECD(2014)

[https://www.oecd-ilibrary.org/taxation/guidance-on-transfer-pricing-documentation-and-country-by-country-reporting\\_9789264219236-en](https://www.oecd-ilibrary.org/taxation/guidance-on-transfer-pricing-documentation-and-country-by-country-reporting_9789264219236-en) OECD HP（最終検索日：令和 3 年 5 月 3 日）（OECD/G20 BEPS プロジェクト 移転価格文書化及び国別報告書に関する指針 行動 13：2014 年成果物 税理士法人トーマツ参考用和訳 参照）。

務当局にとっては、移転価格文書の情報は不十分であり、課税の執行やリスク評価の必要性からはその目的を達していなかった（パラ 5.3）<sup>136</sup>。これは、従来の移転価格文書が、特定の関連者間取引における移転価格が独立企業原則を遵守するものかを確認するための情報であり、多国籍企業グループの国際的な事業活動の全体像が必ずしも把握できなかったからである<sup>137</sup>。

そこで、行動計画 13 は、文書化の 3 つの目的（パラ 5.5）（①納税者に自らが移転価格税制のルールの準拠性を税務申告時もしくはその前に慎重に評価する機会を確保すること<sup>138</sup>、②税務当局に対して、移転価格リスク評価の実施に必要な情報を提供すること<sup>139</sup>、③税務当局に対して、移転価格調査を適切に実施するために有益な情報を提供すること<sup>140</sup>）を達成するために、各国の移転価格文書化をより簡単で統一的なものとし、かつ、透明性が高く多くの地域で採用される文書化のルールを策定する指針を示した。具体的には、マスターファ

---

<sup>136</sup> 「移転価格ガイドブック～自発的な税務コンプライアンスの維持・向上に向けて」国税庁 7 頁（2019）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/itenkakakuzeisei/pdf/ikkatsu.pdf> 国税庁 HP（最終検索日：令和 4 年 1 月 5 日）。

<sup>137</sup> 山川博樹＝田中奈名子「BEPS プロジェクト最終報告書の概要と実務への影響第 2 回「行動 13 移転価格文書化の概要の日本企業の実務への影響」週刊税務通信 3411 号 13、13 頁（2016）。

<sup>138</sup> 「同時文書化の要請は、納税者のポジションの完全性を裏付けし、納税者が自らのポジションを事後的に正当化しないようにするのに資する」（パラ 5.7）。

<sup>139</sup> 移転価格調査の事案選定や、重要な論点の絞り込みに利用、税務調査へのリソースの投入の要否を正確に評価するのに重要な情報（パラ 5.10）。

<sup>140</sup> 調査において様々な情報ソースから十分な情報を入手できることが、関連者間取引の調査の促進と、税務当局による移転価格税制執行の上で重要（パラ 5.13）詳細な移転価格調査が必要であると判断された場合、税務当局は、合理的な期間内に納税者が保有する関係文書や関係情報を、全て入手する権限を有しなければならないことは明らかである。しかし、調査に必要となる可能性のある全ての情報を前提に、移転価格文書化を規定することは、行き過ぎで負担が重く、非効率であることを認識しなければならない。各国は移転価格調査目的で特定の情報の保存を求めるが、それに当たっては、税務当局による必要性と、納税者によるコンプライアンス上の負担とのバランスを考慮すべきである（パラ 5.14）。移転価格調査に必要な資料など情報が、調査対象の関連者ではなく、多国籍企業グループの他のメンバーに保有されているケースはよくある。多くの場合、必要な情報は、税務当局による調査実施国の国外に存在する。そのため、税務当局は、直接又は情報交換などの情報共有により、国境を越えて拡がる情報を入手できることが重要である（パラ 5.15）。

イル（以下「MF」という。）、ローカルファイル（以下「LF」という。）、国別報告書（以下「CBCR」という。）から成る3層構造の移転価格文書化（パラ 5.16）とその実施にかかる包括的なパッケージである（パラ 5.16）<sup>141</sup>。

3層構造の共通化された移転価格文書化を各国で展開することにより、多国籍企業のコンプライアンスコストを抑えながら、税務当局が、多国籍企業が行う関連会社間取引の移転価格に関する情報及び多国籍企業グループの国際的な事業活動の全体像を把握し、多国籍企業が意図的に税負担の少ない地域に利益を移転していることを捕捉することが可能となり、この多国籍企業の活動の透明性の向上が、BEPSに対抗するという目的に貢献すると期待されている。

なお、2010年版TPガイドライン第9章に事業再編に係る指針が新設されたが、当時、OECDは、税務当局が事業再編における関連当事者間のリスク配分等を的確に把握できなければ、適正な独立企業間価格の算定は困難であることから、事業再編に係る文書化は不可欠なものであり、納税者に一定の負担をかけることに合理性が認められるとの考えを示していた<sup>142</sup>。今回、3層構造の文書化制度の導入にあたり、TPガイドラインは、MFにて重要な事業再編取引を詳述すること、そして、LFにて現地の各当事者が事業再編に関係しているか、又は影響を受けているかを示し、かつ、現地の各当事者に影響を及ぼした取引の各種側面を説明することを求めている（パラ 9.32～9.33）。

わが国では、平成28（2016）年度税制改正にて、最終報告書の勸

---

<sup>141</sup> OECD BEPSプロジェクトにおける文書化に係るガイダンスは、①2014年9月②2015年2月③2015年6月の3つの報告書を取りまとめて、2015年10月行動計画13最終報告書で包括的パッケージが示され、2017年7月にTPガイドラインの第5章が全面改訂されたものである。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/oecd/tp/pdf/2017translated.pdf> 国税庁HP（最終検索日：令和3年5月27日）

<sup>142</sup> 居波・前掲注53、119、128～129頁、居波邦泰「アドビ事案に係る国際的事業再編の観点からの移転価格課税の検討（下）」税大ジャーナル15号117、126頁（2010）。

告に沿って、本格的に移転価格文書化制度<sup>143</sup>が導入された。連結総収入金額1,000億円以上の多国籍企業グループの構成会社等である内国法人及び恒久的施設を有する外国法人は、最終親会社等届出事項（わが国独自）、国別報告事項（CBCRに相当）及び事業概況報告事項（MFに相当）を国税電子申告・納税システム（e-Tax）で国税当局に提供する制度が創設され、CBCRは、原則として、租税条約等の情報交換の仕組みを通じて、多国籍企業グループの事業活動が行われる国又は地域の税務当局と共有される。また、一の国外関連者との取引について一定の金額基準により、当該国外関連取引に係る独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類（LFに相当）を確定申告書の提出期限までに作成・取得し、保存しなければならないとする、いわゆる「同時文書化義務」が定められた。

このように、わが国にも、3層構造の文書化制度が導入されるとともに、LFの同時文書化が義務づけられ、グローバルスタンダードな移転価格文書化制度が整備されたといえる<sup>144</sup>。

しかし、事業再編について、わが国では、LFで事業再編により機能・リスクに変更があった場合にはその内容を記載すること（措規22条の10第1項）、及び、法人税申告書別表17（4）国外関連者に対する明細書で、事業再編等の独立企業間価格の算定に影響のある特別な事情が生じた場合、具体的な内容を別紙に記載することが求められているものの、他の国と比較して、事業再編に係る移転価格文書化の整備は十分とはいえない<sup>145</sup>。

---

<sup>143</sup> 平成22年度改正で、措法において、「国外関連取引に係る独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類等として財務省令で定めるもの」とされ、措規において国外関連取引の内容を記載した書類（1号）及び「法人が国外関連取引に係る独立企業間価格を算定する書類（2号）として列挙されたことをもって、日本版の間接文書化制度が導入されたと評される。太田洋＝北村導人「移転価格税制と『文書化』」日税研論集64号141、142～145頁（2013）。

<sup>144</sup> 飯守一文「移転価格税制を巡る諸問題～コンプライアンスと納税者負担の観点から～」租税研究734号215、234頁（2010）。

<sup>145</sup> 例えば、ドイツでは、事業再編に係る文書化強化策として、国外への機能移転に伴う取引について、通常の間接文書化義務とは別に、速やかな文書化義務が課される。山川・前掲注47、225、289頁、居波・前掲注142、117、126頁。



## ロ 推定課税及び同業者調査

わが国では、税務当局の情報入手を担保するために推定課税や同業者調査に基づくシークレットコンパラブルが採用されていることに対して、多くの主要国が採用している同時文書化制度の導入を求める声が多かった<sup>146</sup>が、上記イのとおり、同時文書化制度が導入された後も、従来、「遅滞なく」<sup>147</sup>とされていた書類の提出期限を、LF または LF に相当する書類を税務職員がその提示又は提出を求めた日から 45 日または 60 日を超えない範囲内の当該職員が指定する日までと、提出期限面での発動要件が明確化されたた上で、これらの規定は存続している。

### (3) まとめ

BEPS プロジェクト後のわが国の移転価格税制に係る税制改正を外観すると、実体法面では、無形資産取引について TP ガイドラインと整合的な改正がなされたが、TP ガイドラインの「第一章 D 独立企業原則の適用のための指針」で示された移転価格分析の詳細、特に、補強されたリスク分析については、わが国の法令等ではあらためて反映されていない。また、TP ガイドラインで示された事業再編に係る指針について、第 2 章第 2 節 1 (2) で後述するが、わが国では、事業再編に対してどのように対応すべきか十分に検討されておらず、法令等の整備はなされていない<sup>148</sup>。

移転価格税制の適用においては、法令解釈や事実認定に当たって、国内法だけでなく、2 国間租税条約、OECD モデル租税条約、同コメンタリー、特に、TP ガイドラインを参照して執行されている<sup>149</sup>。

---

<sup>146</sup> 本庄資「情報の非対称性と文書化の必要性」480～502 頁 本庄資編著『移転価格税制執行の理論と実務』（大蔵財務協会、2010）、飯守・前掲注 57、420～421 頁、小島俊朗「日本における移転価格紛争の現状と問題点」本庄資編著『移転価格税制執行の理論と実務』523 頁（大蔵財務協会、2010）など。

<sup>147</sup> 「遅滞なく」とは、「要求後可及的速やかに」を意味し、要求された資料の内容とボリュームの関係から妥当な期間が判定されるものと解されていたが、具体的な日数が必ずしも明らかではなかった。

<sup>148</sup> 居波邦泰「移転価格訴訟の現状と問題点」本庄資編著『移転価格税制執行の理論と実務』885 頁（大蔵財務協会、2010）。

<sup>149</sup> 小島・前掲注 146、522 頁、事務運営指針 1-2 (3)。

2017年版のTPガイドラインは、より経済実質面を重視した立場を明確にしたが、わが国の厳格な租税法律主義との対立とどう折り合いをつけるのであろうか。その判断を裁判所に委ねるのであれば、法的安定性及び予測可能性が著しく損なわれている<sup>150</sup>。

手続法面においては、BEPSプロジェクトの議論を経て、文書化制度の強化が図られ、わが国においても、TPガイドラインと整合的な文書化制度が整備された。一定の取引規模の国外関連取引についてLFの同時文書化制度が導入され、MFで多国籍企業のグローバルバリューチェーンの全体像を把握し、CBCRにて、国毎の収入金額、税引き前当期利益、納付税額、発生税額、資本金、利益剰余金、従業員数、有形資産額などの数値のほか、研究開発、知的財産管理、生産、販売などの主な事業活動の情報が開示されることとなった<sup>151</sup>ことは大きな前進である。

しかしながら、わが国では、事業再編に係る移転価格文書化の整備は検討の余地が残っている。

## 2 諸外国の対処の例（迂回利益税など）

諸外国においても、最終報告書の勧告を受けて、整合的に国内法の整備を行っているが、さらに、独自の制度を導入して、BEPSに対処している例も見られる。本稿では、英国とオーストラリアで導入された迂回利益税（Diverted Profit Tax、以下、英国とオーストラリアの迂回利益税を総称して「DPT」という。）などについて検討する。DPTは、移転価格税制では対処できないアドビ事件のような事業再編に係るATPに対して有効である<sup>152</sup>。

---

<sup>150</sup> 久保田・前掲注10 146頁。

<sup>151</sup> Country-by-Country Reporting XML Schema: User Guide for Tax Administrations 2019、<https://www.oecd.org/tax/beps/country-by-country-reporting-xml-schema-user-guide-for-tax-administrations-june-2019.pdf> 44頁、OECD HP（最終検索日：令和4年1月8日）。

<sup>152</sup> 英国DPTの制度の概要は、主に緒方・前掲注1、196、221～223頁（2016）を引用している。居波邦泰「立証責任の転換によるBEPS対策の必要性」本庄資『国際課税ルールの新しいルールと実務 ポストBEPSの重要課題』513～517頁（中央経済社、2017）、岩品信明「経済産業省委託調査報告書：BEPSを踏まえた各国の動向及び日本企業の対応に関する調査（第2回）」租税研究806号125、132～133頁（2016）も参照。

## (1) 英国

英国は、国際的な ATP に対抗する措置として、2004 年に義務的開示制度 (Mandatory Disclosure Rule、以下「MDR」という。) <sup>153</sup>、2013 年に一般否認規定 (General Anti- Abuse Rule、以下「GAAR」という。) を導入し、さらに、2015 年 4 月に迂回利益税 (以下、「英国 DPT」という。) という画期的な新制度を施行した。英国 DPT は、通常の法人税率は 20% であるところ、迂回された利益に対して 25% (2023 年 4 月 1 日以降 31% <sup>154</sup>) の税率で課税されるいわゆる懲罰税である <sup>155</sup>。

英国 DPT 導入の目的は、多国籍企業による英国の税源を浸食する人為的なアレンジメントをターゲットにして、英国内での経済活動により生じた所得を確実に補足し、納税者に納税を促すことにある。具体的には、①英国における恒久的施設 (PE) 認定の人為的回避、及び、②各国税制のミスマッチ等を利用するための経済的実質のない取引や事業体の関与 (迂回取引等) を対象とし、国外関連取引を通じてグループ全体の税負担を不当に軽減している場合に発動する <sup>156</sup>。まさに、アドビ事件のようなコミッションスキームもターゲットとなる。

②に対する英国 DPT は、国外関連者取引を対象とすることから、

---

<sup>153</sup> 矢内一好「義務的開示制度と一般否認規定 (2)」商学論纂 (中央大学) 第 60 巻第 5・6 号 361、361~412 頁 (2019)、矢内一好「国際税務における最近の諸問題—電子商取引・BEPS 条約・義務的開示制度—」経理研究第 60 号 11、19 頁 (2018)、税制調査会第 5 回 (2016 年 10 月 25 日) 資料総 5-4 2~12 頁。

<sup>154</sup> バイカーマッケンジーニュースレター 56 号 (2021)

[https://www.bakermckenzie.co.jp/wp/wp-content/uploads/Newsletter\\_202103\\_Corporate\\_Tax\\_Vol\\_56.pdf](https://www.bakermckenzie.co.jp/wp/wp-content/uploads/Newsletter_202103_Corporate_Tax_Vol_56.pdf)

ベーカー&マッケンジー法律事務所 HP (最終検索日: 令和 4 年 1 月 17 日)。

<sup>155</sup> 緒方・前掲注 1、196、221~223 頁、平井恵理子「OECD BEPS の行動計画に先行した英国の迂回 (うかい) 利益税」EY 情報センサー 108 号 12~13 頁 (2015)、<https://www.ejyapan.jp/library/issue/info-sensor/pdf/info-sensor-2015-10-04.pdf> EY 税理士法人 HP (最終検索日: 令和 3 年 5 月 27 日)。

<sup>156</sup> Section 78, 81 and 86 of Part 3 (Diverted Profit Tax) of the Finance Act 2015

<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2015/11/part/3/enacted>

(最終検索日: 令和 4 年 2 月 23 日)、緒方・前掲注 1、196、222 頁。

移転価格税制と重なる部分も多いが、移転価格税制が取引価格を直接の問題とするのに対し、英国 DPT は、国外関連者取引が独立企業間価格で行われたとしても、関連者取引全体を観察したときに、ATP と認定されるかを問題とし、英国 DPT を適用する場合は、取引の否認、再構築をして課税する<sup>157</sup>。

具体的な手続きの流れは次のとおりである。英国歳入関税庁（Her Majesty's Revenue and Customs、以下「HMRC」という。）は、英国 DPT の適用対象となる迂回取引等についてガイダンス（Diverted Profit Tax: Guidance）で詳細に解説している。納税者は、ガイダンスの内容を検討した上で、HMRC に対し、英国 DPT の適用の可能性のある取引について、会計年度の終了後 3 か月以内に通知する義務が課されている。そして、HMRC は、納税者からの情報をもとに英国 DPT の対象となるか否かを検証する。HMRC は、英国 DPT の適用を決定する場合、会計年度の終了後 2 年以内に、納税者に対し、暫定通知（preliminary notice）をし、英国 DPT が適用される理由と金額、計算の基礎を説明する。納税者は、暫定通知を受け取ってから 30 日以内に申立てをすることができる。HMRC は、申立ての内容（この段階では事実関係のみ）を検討した上で、課税をする場合には、申立て期限から 30 日以内に、納税者に課税通知を送付し、納税者は課税通知の日から 30 日以内に英国 DPT を納めなければならない。納付しなければ、遅延の利子および罰金が適用される。その後、15 カ月間の審査期間（review period）があり、HMRC は、最終的な税額を決定して、納税者に対し増額あるいは減額の確定通知（supplementary charging notices/ appropriate amending notices）を送付する。減額となった場合や、迂回事実がないことを立証された場合は、利子をつけて還付される。また、その確定した処分に対して、納税者は、審査期間の終了した日から 30 日以内であれば、不服申し立てを行うことができ、減額となった場合や、迂回事実

---

<sup>157</sup> 緒方・前掲注 1、196、223 頁。

がないことを立証された場合は、利子をつけて還付される<sup>158</sup>。

HMRC の発表によれば、英国 DPT の税収に加えて、英国 DPT の対象となりうる迂回取引の解明を通じて、長年決着がつかなかった多くの移転価格事案が終結し、過年分の法人税が増加したことや、迂回取引税の導入を契機に企業行動の是正を促し、グループ内取引の見直しによる事業再編に係る付加価値税の増収や、将来の法人税の増収に繋がったとされる<sup>159</sup>。

英国 DPT に加えて、さらに英国は、利益迂回に係る開示制度（Profit Diversion Compliance Facility、以下「PDCF」という。）を導入した<sup>160</sup>。

PDCF は、HMRC が、利益迂回リスクや移転価格リスクが高いと判断した多国籍企業に PDCF の警告書を送付し、全税務調査期間に係る法人税及び英国 DPT に関する全面的かつ正確な情報開示を促すもので、警告書に応じてなされた開示は自発的なものとして扱い、ペナルティが軽減される制度である<sup>161</sup>。また、「悪質な違反者の情報公開制度（Publishing Details of Deliberate Defaulters）」に従い、故意に英国外に利益を迂回させたことが把握された企業名は公表される<sup>162</sup>。

英国では、すでに MDR や GAAR を導入しているにもかかわらず、新たに ATP をターゲットとした英国 DPT や PDCF のような厳しい

---

<sup>158</sup> HM Revenue & Customs “Diverted Profit Tax: Guidance (December 2018)” 5 頁、88 頁（2018）、岩品・前掲注 152、132～132 頁。

<sup>159</sup> “Tackling profit diversion by multinational companies” (Published 27 January 2020)、<https://www.gov.uk/government/publications/transfer-pricing-and-diverted-profits-tax-statistics-to-2018-to-2019/tackling-profit-diversion-by-multinational-companies>

GOV.UK HP（最終検索日：令和 3 年 5 月 27 日）。

<sup>160</sup> PDCF の制度の概要は、主に EY 税理士法人「英国歳入庁が利益迂回に係る開示制度を開始」 Japan Tax alert 1～3 頁(2019) を引用している。EY 税理士法人 HP [https://www.ey.com/ja\\_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2019/ey-japan-tax-alert-20190131-3](https://www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2019/ey-japan-tax-alert-20190131-3)（最終検索日：令和 4 年 1 月 18 日）。

<sup>161</sup> EY・前掲注 161、1 頁。

<sup>162</sup> EY・前掲注 161、3 頁。

制度を導入した目的の1つに ATP に関するタイムリーな情報入手を挙げている<sup>163</sup>。これは、GAAR のような実体法が整っていても、不十分であることを意味するのではないか。つまり、実態を把握して、課税要件の充足を立証しうる情報を入手できなければ、GAAR は機能しないということではないか。

英国 DPT は、HMRC が、事前に英国 DPT の対象となる迂回取引等を具体的にガイダンスで明示し、納税者が、英国 DPT の対象となる可能性のある取引を行っている場合には、自ら申出することを促すことで、直接納税者から情報入手し、当局が検証をするという新たな制度である。

また、英国 DPT は、適用対象となる迂回取引等を明示することにより、企業が実体のない迂回取引等をやめ、実態と整合性のとれた取引に正すという企業行動に影響を与えることが期待される制度である。

さらに、DPCF は、納税者が情報開示をすることによるインセンティブと情報開示しなかった場合のペナルティを明確に規定することで、納税者による法順守の強化を図っている。

英国は、ATP に係る情報の非対称性の解消のため、企業側から情報を開示させ、企業行動に影響を与え、税務コンプライアンスを向上させるアメとムチ政策（英国 DPT がムチであるならば、DPCF はアメ）を採用し、適正及び公平な課税を目指している。

## (2) オーストラリア

オーストラリアは、2015 年に OECD の BEPS 勧告に先んじて、多国籍企業による人為的な仕組み取引等を利用したオーストラリアにおける課税ベースの浸食を防止<sup>164</sup>するため、多国籍企業回避防止法

---

<sup>163</sup> 居波邦泰「海外論文紹介①英国の迂回利益税：ラウンド・ディスカッション」“The U.K’s Diverted Profit Tax: A Roundtable Discussion”②「シンガポールは BEPS を切り抜けられるであろうか？」“WILL SINGAPORE SURVIVE BEPS?” 租税研究 791 号 274、275 頁（2015）。

<sup>164</sup> <https://www.taxinstitute.com.au/news/understanding-maal-combating-multinational-tax-avoidance>

ATO HP（最終検索日：令和 4 年 1 月 8 日）。

<sup>165</sup>(Multi-National Anti-Avoidance Law、以下「MAAL」という。)を導入した。オーストラリアは、1915年にニュージーランドに次いで、2番目にGAARを導入しているが、MAALは、GAARを補強するものと位置付けられている<sup>166</sup>。

さらに、オーストラリアは、MAALに続いて、2017年に迂回利益税（以下「豪州DPT」という。）<sup>167</sup>を導入した。MAALは、英国DPTの影響を受けて導入されたが、税務当局の税務調査に協力的でない外国法人に対するMAALの適用が困難であるという状況の中、豪州DPTが導入されることとなった。タックス・スキームが豪州DPTの対象となった場合、税務長官が納税者に対し、豪州DPTの査定を行う決定を下し、迂回利益の総額に40%の税率を乗じて算出された豪州DPTを課す。

MAALと豪州DPTを合わせて、英国DPTに相当するものであるが、オーストラリアの制度は、そのターゲットをデジタルプラットフォームに絞っており、その懲罰税も40%と厳しい。

英国DPTが、多国籍企業から租税回避スキームに関する情報をタイムリーに開示させ、企業行動自体を適正な形態に変更させるために導入されたことや、豪州DPTが、GAARを補強するMAALだけでは、課税当局の税務調査に協力的でない外国法人に対して、その適用が難しいことから導入されたことは、強固な実体法を有していてもなお、多国籍企業との情報非対称性を解決しなければ、その適用が困難であることを裏付けている。

---

<sup>165</sup><https://www.ato.gov.au/Business/International-tax-for-business/In-detail/Doing-business-in-Australia/Combating-multinational-tax-avoidance---a-targeted-anti-avoidance-law/>

ATO HP（最終検索日：令和2年10月11日）。

<sup>166</sup> MAALの制度概要については、主に矢内一好「豪州の多国籍企業租税回避防止法と迂回利益税」月刊税務事例49号48、48～49頁（2017）を引用している。

<sup>167</sup> 矢内・前掲注166、49頁。

<https://www.ato.gov.au/Business/International-tax-for-business/In-detail/Doing-business-in-Australia/Diverted-profits-tax/> ATO HP（最終検索日：令和2年10月11日）。

## 第 2 節 アドビ事件再考

### 1 形式重視のわが国の移転価格税制と実質重視の TP ガイドラインの調整（実体法面の観点から）

#### （1）正確な描写分析によるリスク再配分

本章第 1 節 1（1）で検討したとおり、BEPS プロジェクトでは、移転価格をいかに価値創造と整合性を図るかが整理され、改定後の TP ガイドラインは、国外関連取引の実質に踏み込み、当事者の実際の行動及び能力に焦点を当てている。特に、契約上のリスク分担については、その当事者が実際にリスクコントロールしているか、リスクを負担する資金能力を備えているかという観点で分析し、例えば、単なる資金を提供するだけの財務上のリスク負担であれば、リスクフリー程度利益しか与えられない。

アドビ事件について、判決文からは、本件国外関連者の概要が明らかではないが、本件国外関連者の機能は、商品の受発注及び配送手配、仕入金額の支払及び販売代金の受領等の事務処理作業である一方で、X が日本市場において付加価値の高い販促活動等を行っていたとするならば、価値創造に貢献している X にその利益は帰属する。そして、高裁は、本件国外関連者が X の販売活動費用を補填するので、X は事業損失リスクを負っておらず、損益分岐点を超えなければ損失を負うことになる再販売会社とは明らかに差異があると判断したが、本件国外関連者は単に資金だけを拠出し、日本での販売活動についてなんら意思決定などを行っていないのであれば、リスクフリーの利益を享受する貢献しか果たしていないと認められるから、当事者間のリスクを再配分して、独立企業間価格を算定することになる。

#### （2）事業再編に係る移転価格税制の適用

TP ガイドラインは、事業再編に係る移転価格税制に適用について、事業再編時と事業再編後の 2 段階に分けて、再編自体に対する独立企業間価格と、事業再編後の関連者間取引の独立企業間価格の算定についての指針を与えている。本章第 1 節 1 で記載のとおり、「事業再編に係る移転価格上の側面」は、BEPS プロジェクト開始前の 2010 年



に TP ガイドラインに新設された項目であるが、以下、その指針について触れる。

TP ガイドラインは、まず、再編自体に対する独立企業間価格の算定について、事業再編は、価値ある無形資産など、何らかの価値あるもののクロスボーダーでの移転を伴う可能性があり（パラ 9.10）、まず、多国籍企業グループ内の再編の当事者に何らかの対価が支払われるべきか決定するためには、第一章の D（機能分析）における詳細な指針を参照して（パラ 9.18）、事業再編を構成する国外関連取引を正確に描写することが重要である（パラ 9.16）。特に、事業再編におけるリスク分析が極めて重要であるとすると説明する。また、事業再編によって、アドビ事案のように、現地事業が低リスクの事業に転換された場合、別の当事者が経済的に重要なリスクを引き受け、当該リスクにかかる損益が当該当事者に配分されることによって、相対的に低いリターンを収受するようになることがしばしば認められるので、再編前後の関連者間でのリスク配分の検討が必要不可欠であり、TP ガイドライン第 1 章 D 1.2. 1（リスク分析）で示された指針に従って、特にコントロール能力及び資金能力を参照することによって、いずれの当事者が特定のリスクを引き受けているのかを決定する（パラ 9.19）とする。

次に、事業再編後の関連者間取引の独立企業間価格の算定は、再編後の関連者間取引を正確に描写して、正確に描写された関連者間取引の経済的な特徴の分析に基づいて行わなければならない。なぜなら、「コミッションエア」あるいは「限定された販売会社」といったレッテルと貼られた当事者が、時として現地の価値ある無形資産を有していたり、重要な市場リスクを引き受けていることが見受けられたりするからである。よって、当事者の果たす機能、使用する資産、引き受けるリスクを理解する必要がある（パラ 9.108）と説明する。

アドビ事件では、地裁及び高裁の判決文から再編前後の事実関係の詳細が明らかではないが、再編前は、X が米国親法人から直接アドビ製品を輸入し、日本市場での販促活動等を行っていたところ、再編後

は、低税率国に設立された本件国外関連者が米国親法人からアドビ製品を一旦仕入れ、日本の顧客へ販売する形態に変更し、日本市場での販促活動等はXが、相変わらず行っていた。つまり、再販売に係る機能やリスクが本件国外関連者へ移転されたのであるが、企業グループ全体の一連の価値連鎖（バリューチェーン）の中で付加価値の高い重要な機能を担っていたXから、事業戦略やマーケティング戦略の策定、維持、実施をしていた部署（人）が物理的に本件国外関連者へ移転した場合と、単に、契約上だけの移転に留まる場合とでは、再編後の国外関連取引に係る価格の評価は異なるだろう。

本件のように、課税庁が、再編後の国外関連者取引（役務提供取引）のみを課税対象とする場合であっても、再編時の取引の詳細な分析が必要であろうし、再編時に、なんらかの無形資産の移転があったのか、なかったかは、再編後の価格設定に影響することであるから、再編時の事実関係も踏まえて、再編後の本件国外関連取引についての議論がなされるべきである。リスク分析において、重要なリスクを特定するとされており、契約上、本件国外関連者に移転したリスクが、重要なものなのかどうかも検討する必要があるだろう。

また、再編時になんらかの無形資産（マーケットインタangibleと想定）が移転した場合、マーケットインタangibleの譲渡については当事者間では認識していないと思われるため、まず、移転があったことを認定する必要があること、さらに、無形資産の評価の問題があることは第1章第3節で指摘した。無形資産の評価については、事業再編に係る無形資産の国外移転に移転価格税制で対処するため、早急に所得相応性基準の導入が検討されるべきと指摘されていたが<sup>168</sup>、第1節（1）のとおり、わが国においても、法令で移転価格上の無形資産及びHTVIの定義がなされ、算定方法の1つにDCF法が明記された上で、HTVIについて、税務当局による事後検証が認められるに至った。これは、大きな進展である。しかし、事務運営指針の別冊参考

---

<sup>168</sup> 居波邦泰「移転価格事案の訴訟に係る対処等の検討－米国の判例等を踏まえて－」租税研究718号207、238～239頁（2009）。

事例集で DCF 法や HTVI アプローチの解説もなされているが、税務当局が一から取引時において用いるべきであった将来の収益予測を立てて、フリーキャッシュフローの見積りを行うのは困難であるから、納税者からの事業予測等の詳細な情報提供が不可欠になるだろう<sup>169</sup>。

### (3) 取引の否認、再構築との関係

措法 66 条の 4 第 2 項が経済的実質主義や否認再構築を許容していると解する余地があるという見解もあるが<sup>170</sup>、わが国の移転価格税制は「対価の額」を引き直すと規定しているにすぎず、当事者が実際に行った取引、取決めを無視して再構築することまで認めていないというのが大方の見解である<sup>171</sup>。

TP ガイドラインにおいても、取引の否認及び再構築は許されるのは、例外的な場合に限定している。アドビ事件の場合、課税庁は、当事者の契約関係の再構築をせずに、業務委託契約の価格設定を問題としたが、再編後の関連者間の取決めは比較対象取引の把握が困難であると指摘されるように（パラ 9.109）、課税庁は役務提供取引から比較対象取引を見出せず、再販売取引から比較対象取引を選定し、差異調整で比較可能性を担保しようとした。

改定後の TP ガイドラインの指針に従うと、まず、移転価格分析の第 1 段階として、本件国外関連取引について、正確な描写を行うこととなるが、アドビ事件では、本件国外関連取引において、X が日本市場においてさまざまな販売促進活動を行っていたことは判決文からも明らかであり、さらに、例えば、X に売買契約締結の権限が与えられていた、X が本件国外関連者の事業に関して、契約を締結するために注文の取得、協議、その他の行為のうち重要な部分を行っていた、あ

<sup>169</sup> 青山・前掲注 53、126 頁。

<sup>170</sup> 茂木裕晃「移転価格税制に係る一考察—クロスボーダーでの事業再編を中心として」『租税資料館受賞論文集 21 回下巻』331、420～422 頁（租税資料館、2013）。

<sup>171</sup> 今村隆「移転価格税制と OECD 新ガイドライン—各国の裁判例を分析して—（第 2 回）」租税研究 824 号 102、121 頁（2018）、今村・前掲注 35、245、266 頁、居波・前掲注 101、292 頁、小島信子「移転価格税制における独立企業間価格の算定に係る「レンジ」の採用について」税大論叢 67 号 426 頁（2010）、茂木・前掲注 170、425 頁。

るいは X が製品の在庫管理を行っていた<sup>172</sup>など、X が再販売者の売主と同様の機能を果たしていたという事実関係が認められれば、正確な描写により、再販売取引に引き直して、第 2 段階の比較可能性分析を実施することとなろう。しかし、わが国の裁判所が、このような TP ガイドラインの指針に従った実質を重視した移転価格課税を受け入れるのか定かでない<sup>173</sup>。

移転価格税制は、経済的実質思考の強い米国主導で発展してきた歴史がある。米国の移転価格税制は、第 1 章第 1 節 1 に記載のとおり、内国歳入庁長官に所得の再配分を認める規定振りとなっており<sup>174</sup>、真実の課税所得を算定する税制とされる<sup>175</sup>。

一方、わが国の移転価格税制は、基本 3 法の適用が重視され、比較対象取引の選定にあたり比較的厳格な比較可能性が求められていた導入当初のまま、「その国外関連取引の対価が独立企業間価格と異なる場合に独立企業間価格に引き直す」という規定振りになっているが、実際には、その国外関連取引によって創造された超過利益を当事者それぞれ貢献に応じて配分を決定している<sup>176</sup>のである。

前述したとおり、TP ガイドラインの改定を受けて、国内法の整備が進められているものの、事業再編や、詳細な移転価格分析の指針（特にリスク分析）など、国内法に反映されていない事項も多い。わが国では、移転価格事務運営が TP ガイドラインに整合的に執行されていることから、訴訟の場においても、TP ガイドラインは法源ではないものの、「移転価格と価値創造の一致」という基本理念を反映した改定後の TP ガイドラインを参照して、税務当局も納税者も主張、立証することになると思われる。

---

<sup>172</sup> 代理人 PE の認定に必要な事実関係と重なる。太田=手塚・前掲注 34、66 頁。

<sup>173</sup> 今村・前掲注 131、1、16～17 頁。

<sup>174</sup> 金子・前掲注 13、371～372 頁。

<sup>175</sup> 本庄・前掲注 14、4～5 頁、山川・前掲注 14、10 頁、増井・前掲注 12、46～47 頁。

<sup>176</sup> 志賀櫻「移転価格税制の基本的諸問題」月刊税務事例 40 巻 9 号 32、32 頁（2008）。

改定後の TP ガイドラインでは、価値創造に貢献した当事者に利益の帰属するものとする考え方がより明確に示されていることから<sup>177</sup>、国際的な調和を図るために、わが国においても、実体法上の整備が検討されるべきである。

さらに、TP ガイドラインは、商業合理性のない取引について取引の否認・再構築を認めている（パラ 1.122～1.125）が、上述のとおり、わが国では明文の規定がないため取引の否認・再構築は認められていない。わが国の移転価格税制は、価格調整の規定ではあるが、OECD モデル租税条約第 9 条 1 項は、「価格」ではなく「条件」としており、独立企業間の取引と比較して、その条件が関係者間で商業上合理性を欠いていると認められるのであれば、コミッション契約をバイセル契約に再構築することは同条約第 9 条の範囲内であるとの見解もあり<sup>178</sup>、わが国においても、TP ガイドラインが許容する範囲で、取引の否認・再構築が認められるよう国内法の整備が求められる。

#### （4）合理的な解決への努力

TP ガイドラインは、「事業再編によって、独立企業間でほとんど見られないようなビジネスモデルが展開される場合、再編後取決めの比較対象候補の把握が課題となるが、たとえ、比較対象のデータが少なく、不完全な場合であっても、パラ 2.2 の指針に従い、特に機能分析によって決定される関連者取引の性質に従って、事案に最適な移転価格算定手法が選択されることにより、すべての移転価格事案に合理的な解決を見つけることが必要である」（パラ 9.109、9.113）と述べている。アドビ事件は、高裁が厳格な比較可能性や差異調整を求められたため<sup>179</sup>、所得移転の蓋然性が認められ、基本 3 法の適用ができないことまで立証されたものの、適切な算定手法は示されなかった

---

<sup>177</sup> 今村・前掲注131、1、16～17頁。

<sup>178</sup> 今村・前掲注 131、171、186～187 頁。今村氏は、そもそも不合理な取引に比較対象取引を見出すのは無理な話と指摘する。今村・前掲注 171、102、121 頁。

<sup>179</sup> 比較可能性の判断に結構な幅がある。今村隆「移転価格税制についての最近の裁判例と諸問題－デジタル課税における同税制の今後の役割」租税研究 838 号 219、224 頁（2019）。

180。

完璧な比較対象取引が把握できない場合においても、可能な限り、差異調整を行うなどの努力をし、最善の算定方法を何らか示すこと<sup>181</sup>で、将来年度にわたって所得が流出し続ける事態は避けられるべきである。

## 2 新文書化制度導入の効果と弊害及び推定課税と同業者調査の在り方（手続法面の観点から）

### (1) 文書化制度

新文書化制度の導入により、税務当局は、アドビグループにおける米国本国や国外関連者の所在するケイマンやアイルランドの収入金額や納付税額、従業員数などの数値や主要な事業活動などの情報が税務当局は入手できるようになった。例えば、アイルランドに多額の収入金額が計上されているにもかかわらず、資産や従業員が少ないというような情報から、BEPSの可能性を想定することができる。しかし、この情報は、税務当局にとって調査の実施の要否の判定には有益かもしれないが、あくまで端緒にすぎず、根本的な課題に解決にはならない。

一方で、多国籍企業にとって、従来のLFに加えてMFやCBCRの作成が義務付けられたことから、文書化を遵守するためのコンプライ

---

<sup>180</sup> 本件は売上総利益率を比較する再販売価格基準法であったが、営業利益率を比較する取引単位営業利益法（TNMM）の適用にあたって、米国の独立比准法（CPM）と実質的に変わらない事案も多く見られるところ、独立企業間価格幅（レンジ）概念の違いから、わが国のTNMNは比較対象取引（企業）の比較可能性を厳密に検討される。藤枝純「移転価格税制における実務上の課題」金子宏＝中里実＝J.マーク・ラムザイヤー編『租税法と市場』458頁（有斐閣、2014）。

<sup>181</sup> 「取引の正確自体が利益分割法に馴染まないが、納得感のある比較対象がとれない場合、例えば、CUPに準ずる方法、TNNM+差異調整、残余利益分割法等の複数の手法を比較・検証し、最後の1つに決定されるとして、結果を見ながら信頼性をチェックすることも意味がないとはいえない。利益分割法の誤用・濫用に歯止めをかけるため、TNMMの枠内での調整の開発に注目することも重要」山川博樹「移転価格の利益分割法の在り方」本庄資編著『国際課税ルールの新しい理論と実務：ポストBEPSの重要課題』623頁（中央経済社、2017）。

アンスコストの負担が増大する<sup>182</sup>という弊害が生じている。

この点について、多くの納税意識の高い多国籍企業にも、一律に金額基準で文書化の義務を課しているが、納税意識の高い多国籍企業ほど、そのコンプライアンスコストは相対的に大きくなる<sup>183</sup>と指摘される。

わが国の企業は、タックスプランニングにはあまり積極的ではなく、BEPS の問題は生じていないと言われる<sup>184</sup>。本来であれば、わが国の企業が負担しなくてもよいコンプライアンスコストを一部の多国籍企業のアグレッシブな行動のために負担させられる結果になっているとも言える<sup>185</sup>。

また、CBCR は、共通様式の利用等によって事務負担軽減は配慮されているものの、MF と LF については、各国の国内法制でそれぞれ規定されるため、要求される情報の量は国によって異なり、金額要件も異なる。例えば、インドネシア、ベトナム、シンガポールの MF の作成基準が日本と比べて相当に低いなど、わが国で文書化の義務がなくても、相手国では準備しなければならないこともある<sup>186</sup>。

国によっては、非常に詳細な情報まで文書化の義務があり、例えば、オーストラリアでは、国外関連取引一覧、税務ポジションに係る申告書付表などの作成及び提出義務がある<sup>187</sup>。また、大規模法人に義務

---

<sup>182</sup> 三塚琢磨「BEPS 行動計画と我が国の新移転価格文書」国際税務 37 巻 9 号 16、29 頁（2017）、矢内一好「利益情報の国別報告も必須に！平成 28 年度税制改正の移転価格文書化義務」企業会計 68 巻 5 号 702、707 頁（2016）。

<sup>183</sup> 江波戸順史「BEPS プロジェクトと行動計画 13 の移転価格文書」千葉商大論叢第 57 巻第 1 号 159、165～166 頁（2019）。

<sup>184</sup> 山川博樹「移転価格税制の見直し」本庄資 編著『国際課税ルールの新しい理論と実務：ポスト BEPS の重要課題』351 頁（中央経済社、2017）、青山慶二「BEPS における移転価格課税問題について」租税研究 783 号 310、310 頁～312 頁（2015）、「第 1 章 BEPS の全体像」BEPS 実務研究会編『BEPS の実務 I』高野氏発言（36 頁）、武井氏発言（39 頁）（商事法務、2017）。

<sup>185</sup> 吉村・前掲注 11、216 頁、渡辺徹也「デジタル課税」租税研究 857 号 197、211～212 頁（2021）。

<sup>186</sup> 三塚・前掲注 182、26～27 頁、大城隼人「ポスト BEPS 対応後の移転価格税制への向き合い方-移転価格文書化規定の論点を中心に」税務会計研究 31 号 235、239 頁（2020）。

<sup>187</sup> 長田大輔「豪州」山川博樹編著『電子経済課税と移転価格』319～327 頁（中央経済社、2020）。

づけられる LF は備え付けではなく提出が義務づけられている<sup>188</sup>。

わが国の企業の国外関連者が所在する相手国にて厳しい文書化が求められている場合、相手国当局のみに多くの情報が開示されているということであり、移転価格はいわば「ゼロサムゲーム」である<sup>189</sup>ことからすれば、わが国において、他国と同様のレベルの情報入手を担保する必要はなかろうか<sup>190</sup>という疑問も沸く。

また、BEPS プロジェクトによる透明性の確保により、多くの情報を得た各税務当局の執行は、ATP への対処でなく、移転価格課税の適用が大企業から中小企業へと移行し、少額の案件が増えているのではないか<sup>191</sup>、これは本来の目的としていた BEPS に対抗するのは難しいことを意味しているのではないかと指摘もある<sup>192</sup>。

## (2) 推定課税及び同業者調査

推定課税規定は、納税者が、資料提出を怠った場合の一種のペナルティ規定であり<sup>193</sup>、納税者から移転価格調査に必要な情報が提供されない場合、取引単位でなく企業単位での比較を行う推定課税が認められており、差異調整も要求されない<sup>194</sup>。一方、推定課税が適用された場合、課税庁が推定課税の適用要件に係る事実及び推定課税の算定方法の法令適合性については立証責任を負っているが、納税者がその法令適合性について反証できなかつた場合には、納税者が国外関連

---

<sup>188</sup> 豪州では、移転価格税制を含む法人税法において、挙証責任が納税者側にあり、移転価格税制において、納税者が税務当局に対し合理的に議論可能な立場を主張できない限り、ペナルティの軽減を議論することは出来ず、ペナルティを50%から10%に引き下げる要件として、法人税申告期限までに移転価格文書の作成が必要とされている。長田・前掲注187、319～327頁。

<sup>189</sup> 矢内・前掲注182、127頁。

<sup>190</sup> わが国の税務当局は国外関連取引の情報を法人税申告書別表17(4)により把握しているが、米国の情報申告書と比較して情報量に差がある旨指摘されている。望月文夫「BEPSの日本企業への影響～移転価格文書化と国別報告書を中心に～」租税研究778号255、267～268頁(2014)。

<sup>191</sup> 田島宏一「改めて考える移転価格文書化の意義と移転価格課税との関係」国際税務37巻1号50、51頁(2017)。

<sup>192</sup> 大城・前掲注186、239頁。

<sup>193</sup> 大城隼人「文書化の法定」本庄資編著『国際課税の理論と実務73の重要事項』1157頁(大蔵財務協会、2011)。

<sup>194</sup> 飯守・前掲注57、422頁、大野 雅人「移転価格課税における文書化義務と推定課税」筑波ロー・ジャーナル15号1、6頁(2013)。



取引に係る独立企業間価格を立証しなければならず<sup>195</sup>、その立証は容易ではない。

アドビ事件のような事業再編を伴う事案において、再編時に移転した無形資産の評価のための DCF 法の採用や、再編後の国外関連取引の独立企業間価格算定のための残余利益分割法の適用にあたって、国外関連者の保有する情報の入手が不可欠であることから、納税者のコンプライアンスに強い圧力を与え、納税者から必要な情報提供を促す非常に有効な手段である推定課税<sup>196</sup>は、今後も維持されるべきであろう。

他方、推定課税の発動要件、以下に述べる同業者調査も同様であるが、どこまで納税者が書類を整えればよいか、様々な議論がある<sup>197</sup>。納税者に提出等を求められた帳簿書類等が「独立企業間価格を算定するために必要と認められるものであるか」の判断は税務当局の合理的な裁量に任されており、いわば、“ブラックボックス”となっている<sup>198</sup>との指摘もあり、不提出要件の充足については、税務当局の裁量に委ねるのではなく、客観的な基準によることが必要と考えるが<sup>199</sup>、これらの事情を考慮すると、推定課税は、最終手段として抑制的な運用が望まれる<sup>200</sup>。

次に、アドビ事件で用いられた同業者調査に基づくシークレットコンパラブルの利用については、見直しも検討されるべきではないかと考える。シークレットコンパラブルについては、守秘義務を理由に、その内容の開示がなされないことから、訴訟において納税者の反証が

---

<sup>195</sup> 飯守・前掲注 57、422 頁、大野・前掲注 194、1、6 頁、太田=北村・前掲注 90、272~273 頁。

<sup>196</sup> 藤巻一男 「我が国の移転価格税制における推定課税について」税大論叢 42 号 75 頁 (2003)。

<sup>197</sup> 太田=北村・前掲注 90、260~268 頁。

<sup>198</sup> 小島・前掲注 146、520 頁、大野氏は、ブラックボックスになっていることに対して、「納税者に文書化のインセンティブを与えるためにも、納税者が一定の努力をすれば文書化義務を果たしたものと判断される制度とすることが必要」と述べる。大野・前掲注 194、40 頁。

<sup>199</sup> 大野・前掲注 194、20 頁。

<sup>200</sup> 山川・前掲注 47、294 頁、太田=北村・前掲注 90、268~270 頁、望月・前掲注 49、94 頁。

困難であること、納税者が入手できない同業者の情報を使って、課税と同様の申告を行うことは不可能であることなどの問題を指摘されている<sup>201</sup>。

また、同業者調査は、反面調査とは異なり、取引関係がない第三者に対して、コンプライアンスコストを負担させること、また、同じ業界内のある程度数が絞られた競合会社が対象となることから、情報を提供する第三者の権利保護<sup>202</sup>の観点で再考されるべきであろう<sup>203</sup>。

一方で、同業者調査の発動要件は、推定課税と同じく、書類の不提出とされているが、比較対象取引は必ずしも納税者の内部情報から得られるとは限らない。公開データから比較対象取引を入手できない場合には、納税者から書類の提出の有無に限らず、同業者調査によって比較対象取引が見出される可能性があるのであれば、同業者調査を実施すべきではないかとも考える。しかし、近年、実務的には、算定手法として、公開データから比較対象取引を選定可能な取引単位営業利益法（TNMM）が多く利用されている<sup>204</sup>ことからすると、同業者調査を実施しなければならない場面は限られると思われる。

よって、納税者及び第三者の権利保護の観点やわが国の課税権の確保の観点から、同業者調査規定は、書類不提出のペナルティではなく、比較対象取引が納税者から得た内部情報及び公開データから選定できない場合に適用されるのが望ましいのではないだろうか。

### 第3節 今後の課題

BEPS プロジェクトでの議論を経て、わが国の移転価格制度も整備

<sup>201</sup> 山本・前掲注 92、127～147 頁。

<sup>202</sup> 駒宮・前掲 4、252 頁。

<sup>203</sup> 望月・前掲注 49、95 頁。

<sup>204</sup> 令和 2 事務年度の「相互協議の状況」について 令和 2 年 10 月国税庁（別紙 3）令和元事務年度・相互協議処理事案の内訳

○独立企業間価格の算定方法内訳

算定手法	CUP	CP	PS	TNMM	その他	合計
件数	6	2	5	91	39	143
割合	4.2%	1.4%	3.5%	63.6%	27.3%	100.0%

[https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2021/sogo\\_kyogi/index.htm](https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2021/sogo_kyogi/index.htm) 国税庁 HP（最終検索日：令和 4 年 1 月 22 日）。

がなされたが、アドビ事件を再考してみると、いまだ、わが国の移転税制は実体法面においても手続法面においても、ATP に対して脆弱である。

#### 1 価格の引き直しと取引の否認・再構築の明確化（実体法面の観点から）

実体法面の課題は、より経済実質に軸足を置いた TP ガイドラインと形式重視のわが国の移転価格税制との整合性である。

BEPS プロジェクト後、移転価格と価値創造を一致させるため、改正後の TP ガイドラインは、正確な描写分析に基づく比較可能性分析の指針を示したが、わが国の法令や通達・事務運営指針の改正はなされておらず、明確化が図られていない。また、事業再編に係る指針もいまだ反映されていない。

本章第 1 節 1 で述べたとおり、TP ガイドラインの指針に従って、その取引の形式と実質が異なる場合、実質の取引に基づいて、比較対象分析を行い、独立企業間価格を算定することは、移転価格上の「価格の引き直し」の範囲であると考えるが、現行の法状況において、裁判所が、取引実質を重視した課税を受け入れるのか疑問である<sup>205</sup>。税務当局は、アドビ事件と同様の事案が発生した場合、チャレンジするかも知れないが、その判断を裁判所に委ねるのは、法的安定性や予測可能性に問題がある。

この課題に対処するため、措法 66 条の 4 の規定振りを、OECD モデル租税条約第 9 条に平仄を合わせて措法 66 条の 4 を「価格」から「条件」、あるいは、「価格」でなく「所得」という規定振りに変更することで、価格の引き直しの範囲であることの明確化を図られるべきである<sup>206</sup>。あるいは、措法 66 条の 4 の規定振りを「関連者取引から獲得される利益の適正な配分、つまり、各当事者の貢献に応じてぞ

<sup>205</sup> 今村・前掲注 131、1、16～17 頁。

<sup>206</sup> 吉村政穂「移転価格税制の強化（無形資産の移転を中心に）」日税研論集 73 号 43、64 頁（2018）。

れぞれの帰属所得をみなし計算する<sup>207</sup>」と変更するなど、実質主義の明文化を検討されるべきではないだろうか。

また、国際ルールと調和を図り、移転価格を利用した租税回避に対抗するためには、移転価格上の否認規定<sup>208</sup>などの規定を整備して、取引の否認・再構築を認めることも検討されるべきである。なお、取引の否認・再構築は、TPガイドラインの指針と同様に、商業合理性基準により、限定的に適用されるのが望ましい。

これらの法制化が困難な場合には、事務運営指針や別冊参考事例集などにTPガイドラインに整合的な移転価格分析や事業再編に係る指針を反映させるなどして、納税者の予測可能性を高めることが望まれる。

## 2 透明性の確保とコンプライアンスコストの軽減（手続法面の観点から）

移転価格税制において、手続法面での最も大きな課題は、納税者の資料提出を担保する制度<sup>209</sup>の充実である。

---

<sup>207</sup> 金子氏は、「二か国間の利益配分する方法も包括する上位概念として、所得移転対策税制というネーミングを用いるほうが制度に適合しているのではなかろうか。」と述べる。金子宏「序説～意義と内容」日税研論集 64 巻 3、23 頁（2013）。

<sup>208</sup> 吉村・前掲注 206、64 頁、「移転価格税制が国際的租税回避の否認規定の一つであり、わが国の課税権の確保を阻害しないようにすべきであることである。」望月・前掲注 49、95 頁。

<sup>209</sup> 税務当局が、自国の主権（執行管轄権）の及ばない国外の納税者情報を取得する手段に、租税条約に基づく情報交換制度がある（福地啓子「租税回避取引調査と情報交換 その歩みと今後～CRS（共通報告基準）を踏まえて～」国際税務 39 巻 8 号 44、48 頁（2019）、増井良啓＝宮崎裕子『国際租税法（第 4 版）』17 頁（東京大学出版会、2019）。）。近年、自動的情報交換の分野では、近年、税の透明性を確保するため、急速な進展があり、世界共通のフォーマットを使って、自国の納税者の国外に存在する預金口座残高情報を提供しあう共通報告基準（CRS：Common Reporting Standard）が導入された。税務当局は、大量の情報を入手することができるようになり（増井良啓「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換-CRS が意味するもの」論究ジュリスト 14 号 218、218～223 頁（2015）、増井良啓「租税手続法の国際的側面」宇賀克也＝刻々尚史『現代行政法の構造と展開 小早川光郎先生古稀記念』208 頁（有斐閣、2016）、増井良啓「国際課税における手続きの整備と改革」日税研論集 71 号 1、1 頁（2017）。）、租税回避取引に係る効果は期待される（増井・論究 14 号 223 頁、吉村政穂「国際的情報交換・徴収共助をめぐる諸問題」租税法研究第 47 号 61、64 頁（2019）、福地・51 頁。）が、CRS の情報は、申告もれなどの端緒や、調

BEPS プロジェクト後の TP ガイドラインがより経済実質重視に軸足を置いていることから、税務当局は、どこで価値が創造されているかを把握する必要がある、これまで以上に税務調査での実態確認とその裏付証拠の入手が重要性を増すことを意味する。実体法が整備されたとしても、それが実際に機能するかどうかは、手続法の充実、特に、多国籍企業が保有する国外情報入手がかかっているといっても過言ではない。

BEPS プロジェクト後、わが国にもグローバル基準の文書化制度が整備されたが、ATP に対する対抗措置として、抜本的な改善策とは言えず、特に、外資系法人の保有する国外情報の入手は、いまだ困難であることには変わらない。

この点について、調査対象が、日本親会社の場合、重要な書類は日本国内に保管がされており、また、国外関連者の保有する資料も親会社の支配力が及ぶことからその入手可能性は高い一方で、外資系法人の場合、国外関連者が重要な資料を保有していることから、税務当局

---

査対象の選定に利用される情報であり（福地・48 頁、令和元年 8 月 21 日 納税環境整備に関する専門官会合（第 4 回）議事録 5 頁、永田国税庁長官官房企画課長発言）税務調査にて実態解明にあたり、事実納税者から資料提出等の協力が得られない場合、税務当局が管轄外の特定の納税者に係る情報を収集する手段は、要請に基づく情報交換制度である（藤谷武史「課税目的の情報交換制度のグローバル化と国内裁判所の役割」東京大学社会科学研究所 69 巻 1 号 39、39～71 頁（2018）、有安寛次「国税当局が集める資料と調査への展開（第 4 回・完）租税条約等に基づく情報交換と新しい情報収集制度」経理情報 1500 号 56、58 頁（2018）、福地・44 頁。）。しかし、さまざまな問題点があり、その有効性は限定的であると指摘されており（藤枝純＝角田信宏『タックス・ヘイブン対策税制の実務詳解 パナマ文書/抜本的改正から判決事例まで』356 頁（中央経済社、2017）、本庄資「濫用的国際租税回避の防止規定の必要性 ～BEPS プロジェクト勧告に伴う国内法改正と GAAR 導入の是否認論議を中心に～」租税研究 796 号 157、215 頁（2016）、細田明「タックスヘイブン対策税制・適用除外要件を巡る諸問題」月刊税務事例 45 巻 11 号 16、20 頁（2013）、中村真由子「租税条約等に基づく情報交換について」中里実＝太田洋＝伊藤剛志編著『デジタルエコノミーと課税のフロンティア』36 頁（有斐閣、2020）、瀧圭吾「『パナマ文書』に基づく課税処分及び脱税犯の訴追の可能性」ジュリスト 1496 号 24、24 頁～30 頁（2016）。）特に、移転価格税制の適用の場面においては、わが国と被要請国の利害が相反し、被要請国にとっては自国の企業に対する移転価格課税に繋がる情報であることから、被要請国からの協力が得られる可能性が低く（猪野茂「国外情報アクセスの現状と問題点」本庄資編著『移転価格税制執行の理論と実務』439 頁（大蔵財務協会、2010）。）、有効な手段とは言い難い。

にとって国外資料の入手困難なことが多く、執行の内外格差があることは、以前から指摘されている<sup>210</sup>。

また、文書化制度の強化は、あらたな問題も引き起こす。

まず、企業にとってのコンプライアンスコストの増大である。納税意識の高い多国籍企業ほど、そのコンプライアンスコストは相対的に大きいと指摘されており<sup>211</sup>、文書化を一律に金額基準で義務付けることが望ましいのか疑問である。また、企業が文書化義務を果たさなかった場合に発動される同業者調査については、調査の対象となる法人と資本関係も取引関係もない第三者に対して、コンプライアンスコストを負担させることになる。

次に、自国の企業の進出国における移転価格課税リスクの増大である。CBCRにて提供される情報は、「適切な使用」が求められ、経済分析及び統計分析に使用し、その情報をもって定式配分方式で課税することは許されない（パラ 5.59）とされているが、CBCRで提供される単純化された一連のデータにより、税務当局による誤用や誤解を誘発されていることが指摘される<sup>212</sup>。その1つの要因として、CBCRで提供を求めている人員数、資産、資本などの指標が、35年前であれば、価値創造との間に強い相関関係があったかもしれないが、経済のグローバル化やデジタル化の進展した現在では、価値創造との相関関係が大幅に損なわれており、あるべき利益配賦と一致しないことが挙げられている<sup>213</sup>。多くの税務当局は、CBCRの使用には慎重ではあるものの<sup>214</sup>、新興国が粗い移転価格課税を行わないとも言いきれない<sup>215</sup>。

多国籍企業の事業活動の全体像の把握には、バリューチェーン分析

---

<sup>210</sup> 猪野・前掲注 81、439～440 頁。

<sup>211</sup> 江波戸・前掲注 183、165～166 頁。

<sup>212</sup> 中村信行「海外論文紹介 CbC 報告書の活用について」租税研究 868 号、185、199～202 頁（2022）。

<sup>213</sup> 中村・前掲注 212、199～202 頁。

<sup>214</sup> 中村・前掲注 213、199 頁。

<sup>215</sup> 中村真由子「行動 13：移転価格文書」中里実=太田洋=伊藤剛志編『BEPS とグローバル経済活動』320 頁（有斐閣、2017）、望月・前掲注 190、269 頁。

は有益である<sup>216</sup>。中国は、関連取引申告および移転価格同時文書化の管理に関する公告（公告42号）に基づき、LFにおいてバリューチェーン分析を求めている<sup>217</sup>。これは、中国が利益分割法や定式配分によるグローバル利益配分に関心がある証拠<sup>218</sup>と見る向きもある。バリューチェーン分析は、当局にとっては、有益な情報であるが、移転価格に係る情報は、センシティブであり、文書化制度の強化による過度な自国の企業情報を開示は、自国の企業の進出先である新興国での移転価格課税リスクを高める原因にもなりうる。

これらの課題の解決策として、例えば、DPTのように、ATPを企てる当事者から直接資料を入手する制度の導入を検討されるべきではないだろうか。BEPSに対し、英国やオーストラリアが先んじて独自の制度を導入したことに対して、OECD各国から足並みを乱すなどさまざまな批判<sup>219</sup>もあったが、実体法面だけでなく、手続法面で、執行管轄権によるその限界を是正する方法として、DPTの仕組みは大いに参考になる。

一方で、納税者の負担の軽減のための何らかの手当ても必要である。例えば、納税者が移転価格について更正等の処分を受けることになった場合、文書化義務を果たしていれば、過少申告加算税を軽減するなどの制度<sup>220</sup>のほか、移転価格課税について、少額取引は免除とする<sup>221</sup>などが考えられる。また、文書化については、国際的協調を図り、書式の共通化や作成基準の統一をすすめるのが望ましい。

そして、多国籍企業のコンプライアンスコストが明らかに増大して

---

<sup>216</sup> 井藤正俊『移転価格の実務Q&A』135～140頁（清文社、2020）。

<sup>217</sup> Jeff Yuan=楊鋒=黒川兼=岡田至康「中国の新たな移転価格文書化要件とその対応策」租税研究806号200、209頁、217～220頁（2016）。

<sup>218</sup> 山川・前掲注183、627頁。

<sup>219</sup> 吉村・前掲注11、211頁、216頁、緒方・前掲注1、196、223頁、岩品・前注152、132～132頁、佐藤良「デジタル経済の課税をめぐる動向」情報と情報1010号1、11頁（2018）、飯守・前掲注128、324～325頁。

<sup>220</sup> IRC 6662条、酒井貴子「アメリカにおける移転価格税制と正確性に関する罰則金」税法学542号91、111～118頁、128～129頁（1999）。

<sup>221</sup> 井藤・前掲注216、459～460頁。

いる中、政府がベンチマークを提供することは有益であろう<sup>222</sup>。例えば、オーストラリアでは、輸入販売業者を「ライフサイエンス業界」、「情報通信業界」、「自動車業界」の3つの特定業界、及び、その他すべてを「一般的な販売会社」に分類して、オーストラリア国税庁（ATO）の観点で移転価格課税リスクの評価をする利益指標をリスク低、中、高に区分して情報を提供している<sup>223</sup>。また、現在も、OECDで議論が継続されているいわゆる「デジタル課税」<sup>224</sup>の第1の柱の利益Bについては、市場国にPEがある場合（基礎的な販売・流通活動の場合）、簡素化のために販売利益について一定の率を決定して固定報酬を与えることが検討されている<sup>225</sup>。企業のコンプライアンスコストを軽減させるために、わが国においても、納税者に対し目安となるベンチマークを提供することも検討されるべきでないだろうか。

おわりに

本稿では、実体法面と手続法面の双方から、アドビ事件を素材として、わが国の移転価格税制の課題について検討を行った。

移転価格と価値創造を一致させる基本理念のもと、BEPSプロジェクト後のTPガイドラインは、形式より実質重視な立場を明確にした。TPガイドラインに整合的に執行されているわが国では、私法上の契約関係を尊重しながらも、当事者間の取引実態に基づいた検証がなさ

---

<sup>222</sup> 2020年2月14日付日本経済新聞記事。

<sup>223</sup> 長田・前掲注188、329～332頁。

<sup>224</sup> 第1の柱の対象企業は、デジタル企業に限らず、売上高及び営業利益率で特定されることから、もはや「デジタル課税」ではないとの見方もあるが、「経済のデジタル化」の受益者が得る超過利益に対する新しい課税制度であることが前提であるという意味で、「デジタル課税」とも整理できる。南繁樹「10月に合意された『OECD デジタル課税・世界最低税率制度』の概要と企業への影響」国際税務第41巻12号、26、26～27頁（2021）。

<sup>225</sup> 南繁樹「7月に合意された『OECD デジタル課税・世界最低税率制度』の概要と日本企業への影響」国際税務41巻10号18、18～22頁（2021）、太田洋＝増田貴都「デジタル課税・全世界共通最低法人税率に係る歴史的合意とは～OECD/G20 BEPS 包摂的枠組みによる『経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対応する二つの柱の解決策に関する声明』の概要」租税研究864号200、207～208頁（2021）。



れることになる。この点について、現行法上、実体法面で、大きく改正がなされていないため、実際に訴訟となった場合、裁判所が、移転価格上の価格の引き直しの範囲と判断するのか判然とせず、法的安定性と予測可能性の観点で問題がある。

そこで、措法 66 条の 4 の規定振りの改正や移転価格上の否認規定の新設を提案したが、本稿では、具体的な検討はできていないため、今後の研究の課題と位置付けたい。

また、移転価格税制の実効性を高めるには、実体法面と手続法面の両輪の手当てが必要であるが、実体法面で、契約の形式よりも実質を重視され、調査による事実認定の重要性が高まったことから、手続法面での強化が求められる。多国籍企業の活動の全体像（バリューチェーン）や関連者間取引の実態を把握して、どの拠点で価値を創造しているのかを検証するためには、これまで以上に多国籍企業が保有する情報の入手が不可欠である。

情報入手のためには、文書化制度の充実が挙げられるが、企業のコンプライアンスコストの増大が問題となる。

さらに、全世界的な新型コロナウイルス感染の広がりにより、いずれの国の財政もひっ迫しており、特に新興国における移転価格課税の強化が指摘されている<sup>226</sup>。CBCR の情報は、従来文書化で求められた LF とレベル感が異なる多国籍企業の活動全体を把握するものであるが、直接の課税の根拠資料には使わないことを TP ガイドラインで謳っているものの、新興国が必ずしもそのルールに従う保証はない<sup>227</sup>。

したがって、自国の企業の国外での移転価格リスクの増大に配慮すると、文書化制度の強化ではなく、ATP を企てる多国籍企業から直接情報を入手する仕組みを構築することが検討されるべきと考える。DPT は、税務当局が DPT の対象となる迂回取引などを事前にガイダ

---

<sup>226</sup> 2021 年 5 月 16 日付日本経済新聞記事。

<sup>227</sup> 中村・前掲注 215、319～320 頁、大城・前掲注 186、239 頁、矢内・前掲注 182、131 頁。

ンスで示し、該当する取引を行っている多国籍企業から、自発的な情報提出を促すものであり、その制度設計は参考になると思われる。

ところで、2021年10月8日、「BEPS 包摂的枠組み」会合にて、BEPS プロジェクト行動1（法人税の最低税率とデジタル課税の導入）に係る新たな国際法人課税ルールに関する国際合意がなされた<sup>228</sup>。

わが国でも、今後、デジタル課税等の導入に向けて国内法の整備がなされていくだろうが、実際に執行がなされる場合は、各国の税務当局が自国に拠点のない外国法人に申告、納税を求めることになるため、正しく申告されているかを確認するには、外国法人に対する税務調査や国外情報の入手手段など、執行面の実行可能性のある制度設計の整備が喫緊の課題となる<sup>229</sup>。国外情報が不可欠であるから、まずは現在の文書化制度を充実させることで対応することになるろう<sup>230</sup>。

最後に、米国と欧州の対立から始まったデジタル課税の強化策は、わが国の企業にとって、「公正な競争条件を確保する（level playing field）」上でメリットがあると考えられていた<sup>231</sup>が、新ルールの課税対象が広範囲になることは、既存課税との重複リスクが他の先進国企業よりも高いことが懸念されている<sup>232</sup>。新ルールでは、超過利益の一部が市場国に配分される<sup>233</sup>とともに、移転価格税制においては、「価値創造に沿った利益配分」という曖昧な概念を採用したため<sup>234</sup>、結果的には、わが国の企業にとって、進出先の新興国に

---

<sup>228</sup> PWC「BEPS 包摂的枠組（IF）G20における大筋合意の概要と影響」BEPS ニュース 1～9 頁（2021）。

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/international/20211009.html](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/20211009.html) 財務省 HP（最終検索日：令和4年1月17日）。

<sup>229</sup> 令和2年10月21日納税環境に関する専門家会合（第3回）議事録、12～22 頁（中島氏発言）。

<sup>230</sup> 青山慶二「日本企業への影響」ジュリスト 1567号 35、39 頁（2022）。

<sup>231</sup> BEPS 実務研究会・前掲注 184、10～11 頁（高野氏発言）、青山・前掲注 230、36 頁。

<sup>232</sup> 青山・前掲注 231、39 頁。

<sup>233</sup> 新興国が漁夫の利を得る結果となる。南繁樹「デジタル課税－主権国家間の『協調の体系』形成への試み」ジュリスト 1567号 21、28 頁（2022）。

<sup>234</sup> 飯守・前掲注 128、324 頁、緒方氏は、「価値創造の場での課税」という概念は理論的には正しいが、どのように付加価値が創造された場所を判断するか議論が必要と指摘。緒方・前掲注 97、261 頁、浅妻氏は、価値創造基準の難点を指摘。浅妻・前掲注 127、46～47 頁。

て、自国企業の価値創造への貢献を主張され、利益分割法や定式配分方式にて移転価格課税を受けるリスクが一層高まっている<sup>235</sup>。今後、クロスボーダー取引に係る紛争の増加が懸念されることから、事前回避や紛争解決の制度の充実が求められるだろう<sup>236</sup>。

デジタル課税は、移転価格税制と重なる部分が多く、特に OECD が長年固持してきた独立企業原則を超えて、定式配分方式を一部容認する動きがある<sup>237</sup>ことから、デジタル課税の実体法面及び手続法面についての課題について、今後の研究の課題としたい。

---

<sup>235</sup> わが国の企業は、すでに、特にアジア地域で独立企業原則から外れた課税方法による移転価格課税による二重課税問題に直面している。PWC 税理士法人「平成 30 年度我が国内外の投資促進体制整備等調査」125～134 頁（2019）。  
[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/toshi/kokusaisozei/30fy\\_itakuchoosa\\_honbun.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/toshi/kokusaisozei/30fy_itakuchoosa_honbun.pdf) 経済産業省 HP（最終検索日：令和 4 年 2 月 12 日）。

<sup>236</sup> わが国では、合法性の原則を根拠に認められていないが、移転価格税制に限定して訴訟での和解なども検討の余地があると思われる。

<sup>237</sup> 渡辺智之「経済のデジタル化と BEPS プロジェクト」日本機械輸出組合国際税務研究論文 8 頁（2020）。

## 引用論文・参考文献

- ・ 青山慶二「多国籍企業の事業再編成と独立企業原則」租税研究 695 号 (2007)
- ・ 青山慶二「BEPS における移転価格課税問題について」租税研究 783 号 (2015)
- ・ 青山慶二『現代税制の現状と課題 国際課税編』(新日本法規、2017)
- ・ 青山慶二「最近の判例から見る国際課税に関する課税リスク 第 30 回：移転価格税制における寄与度利益分割法の適用 (平成 24.4.27 地裁判決)」TKC 税務情報 30 巻 5 号 (2021)
- ・ 青山慶二「日本企業への影響」ジュリスト 1567 号 (2022)
- ・ 浅妻章如「BEPS : value creation と arm's length との異同、次に value creation 基準の難点」税大ジャーナル 27 号 (2017)
- ・ 有安寛次「国税当局が集める資料と調査への展開 第 4 回・完 租税条約等に基づく情報交換と新しい情報収集制度」経理情報 1500 号 (2018)
- ・ 飯守一守 「日本における移転価格調査の現状と問題点」本庄資編著『国際課税の理論と実務 73 の重要事項』(大蔵財務協会、2011)
- ・ 飯守一文「移転価格税制を巡る諸問題～コンプライアンスと納税者負担の観点から～」租税研究 734 号 (2010)
- ・ 飯守一文「日本における移転価格調査の現状と問題点」本庄資編著『移転価格税制執行の理論と実務』(大蔵財務協会、2010)
- ・ 飯守一文「海外論文紹介 デジタル課税の制度と執行を巡る議論」租税研究 852 号 (2020)
- ・ 井藤正俊「最新「OECD 移転価格ガイドライン」(2017 年版) の注目すべき点 (1)」(2018) 信成税理士法人 HP
- ・ 井藤正俊「最新「OECD 移転価格ガイドライン」(2017 年版) の注目すべき点 (4) ～所得相応性基準の創設」(2018) 信成税理士法人 HP
- ・ 井藤正俊『移転価格の実務 Q&A』(清文社、2020)
- ・ 居波邦泰「移転価格事案の訴訟に係る対処等の検討ー米国の判例等を踏まえてー」租税研究 718 号 (2009)
- ・ 居波邦泰「アドビ事案に係る国際的事業再編の観点からの移転価格課税の

- 検討（上）」税大ジャーナル 14 号（2010）
- ・ 居波邦泰「アドビ事案に係る国際的事業再編の観点からの移転価格課税の検討（下）」税大ジャーナル 15 号（2010）
  - ・ 居波邦泰「移転価格訴訟の現状と問題点」本庄資編著『移転価格税制執行の理論と実務』（大蔵財務協会、2010）
  - ・ 居波邦泰「国際的事業再編取引への対応について－移転価格税制の観点から－」税大論叢 75 号（2012）
  - ・ 居波邦泰「海外論文紹介①英国の迂回利益税：ラウンド・ディスカッション」“The U.K’s Diverted Profit Tax: A Roundtable Discussion”②「シンガポールは BEPS を切り抜けられるであろうか？」“WILL SINGAPORE SURVIVE BEPS?” 租税研究 791 号（2015）
  - ・ 居波邦泰「BEPS による国際課税制度下での立証責任に対する一考察」税大論叢 87 号（2016）
  - ・ 居波邦泰「立証責任の転換による BEPS 対策の必要性」本庄資『国際課税ルールの新しいルールと実務 ポスト BEPS の重要課題』（中央経済社、2017）
  - ・ 猪野茂「国外情報アクセスの現状と問題点」本庄資編著『移転価格税制執行の理論と実務』（大蔵財務協会、2010）
  - ・ 猪野茂「日本における推定課税の現状と課題」本庄資編著『移転価格税制執行の理論と実務』（大蔵財務協会、2010）
  - ・ 猪野茂「国外情報アクセスの現状と問題点」本庄資編著『移転価格税制執行の理論と実務』（大蔵財務協会、2010）
  - ・ 今村隆「移転価格税制における独立企業間価格の要件事実」税大ジャーナル 12 号（2009）
  - ・ 今村隆「移転価格税制における独立企業間価格の立証-最近の裁判例を素材にして」租税研究 715 号（2009）
  - ・ 今村隆「行為計算の否認規定をめぐる紛争(第 107 回大会シンポジウム 租税回避をめぐる法的諸問題)」税法学 577 号（2017）
  - ・ 今村隆「講演録 移転価格税制と OECD 新ガイドライン-無形資産の移転、過大な資本配分とリスク移転-」税大ジャーナル 30 号（2018）

- ・ 今村隆「移転価格税制と OECD 新ガイドライン ―各国の裁判例を分析して― (第1回)」租税研究 823号 (2018)
- ・ 今村隆「移転価格税制と OECD 新ガイドライン ―各国の裁判例を分析して― (第2回)」租税研究 824号 (2018)
- ・ 今村隆「移転価格税制についての最近の裁判例と諸問題―デジタル課税における同税制の今後の役割」租税研究 838号 (2019)
- ・ 今村隆「海外論文紹介 移転価格税制における再構成 (Recharacterization) を巡る紛争の拡大」租税研究 861号 (2021)
- ・ 今村隆「移転価格税制をめぐる最近の各国の裁判例 (第2回) 対象取引の再構成の可否」租税研究 863号 (2021)
- ・ 岩倉正和=田原吏「第5章近時の納税者勝訴判決から見る国際課税訴訟における主張・立証について」金子宏監修『現代租税法講義第4巻国際課税』(日本評論社、2017)
- ・ 岩品信明「IBM 事件判決の検討」ビジネス法務 14 卷 9 号 (2014)
- ・ 岩品信明「経済産業省委託調査報告書：BEPS を踏まえた各国の動向及び日本企業の対応に関する調査 (第2回)」租税研究 806号 (2016)
- ・ 内海英博「税務調査のトラブル予防と税務紛争への最新の対処法」租税研究 756号 (2012)
- ・ 江波戸順史「BEPS プロジェクトと行動計画 13 の移転価格文書」千葉商大論叢 第57巻 第1号 (2019)
- ・ 大沢拓「DCF 法及び対価の算定が著しく困難な無形資産取引に係る対価算定方法の導入について」国際税務 39 卷 9 号(2019)
- ・ 大城隼人『移転価格税制の紛争解決に関する研究 日本ベース多国籍企業における経済的二重課税の紛争解決メカニズムの追究』(税務経理協会、2014)
- ・ 大城隼人「文書化の法定」本庄資編著『国際課税の理論と実務 73 の重要事項』(大蔵財務協会、2011)
- ・ 大城隼人「移転価格文書化の目的と変化 移転価格リスク評価として文書化目的と移転価格調査目的としての文書化目的」中国学園紀要 18 号 (2019)

- ・ 大城隼人「ポスト BEPS 対応後の移転価格税制への向き合い方・移転価格文書化規定の論点を中心に」税務会計研究 31 号（2020）
- ・ 太田洋=手塚崇史「近時の移転価格裁判例の動向（第一回）」租税研究 723 号（2010）
- ・ 太田洋=手塚崇史「国際租税訴訟の裁判例分析 移転価格税制」中里実=太田洋=弘中聡浩=宮塚久編著『国際租税訴訟の最前線』（有斐閣、2010）
- ・ 太田洋「我が国の移転価格税制の概要」中里実=太田洋=弘中聡浩=宮塚久編著『移転価格税制のフロンティア』（有斐閣、2011）
- ・ 太田洋=手塚崇史「アドビシステムズ事件東京高裁判決」中里実=太田洋=弘中聡浩=宮塚久編著『移転価格税制のフロンティア』（有斐閣、2011）
- ・ 太田洋=北村導人「我が国の移転価格税制と文書化」中里実=太田洋=弘中聡浩=宮塚久編著『移転価格税制のフロンティア』（有斐閣、2011）
- ・ 太田洋=北村導人「移転価格税制と「文書化」」日税研論集 64 号（2013）
- ・ 太田洋=増田貴都「デジタル課税・全世界共通最低法人税率に係る 歴史的合意とは ~OECD/G20 BEPS 包摂的枠組みによる『経済のデジタル化に伴う 課税上の課題に対応する二つの柱の解決策に関する声明』の概要」租税研究 864 号（2021）
- ・ 大野雅人「事前確認手続の現状と課題」本庄資編著『移転価格税制執行の理論と実務』（大蔵財務協会、2010）
- ・ 大野雅人「移転価格課税における文書化義務と推定課税」筑波ロー・ジャーナル 15 号（2013）
- ・ 岡村忠生「BEPS と行為計算否認（1）」税研 80 号（2015）
- ・ 岡直樹「移転価格税制における情報義務と独立企業間価格の証明方法に関する考察～納税者・課税庁双方の利益を目指して」税大論叢 59 号（2008）
- ・ 緒方健太郎「BEPS プロジェクト等における租税回避否認をめぐる議論」ファイナンシャルレビュー126号（2016）
- ・ 緒方健太郎「海外論文紹介 BEPS 最終報告書について」租税研究 798 号（2016）
- ・ 小田嶋清治「移転価格税制における実務対応上の留意点」中里実=太田洋=弘中聡浩=宮塚久編著『国際租税訴訟の最前線』（有斐閣、2010）

- ・ 金子宏「移転価格税制の法理論的検討-わが国の制度を素材として」『所得課税の法と政策』（有斐閣、1996）
- ・ 金子宏『租税法理論の形成と解明 下巻』（有斐閣、2010）
- ・ 金子宏「序説-意義と内容」日税研論集 64 巻（2013）
- ・ 金子宏『租税法（第 24 版）』（弘文堂、2020）
- ・ 神山幸「移転価格税制の適用における無形資産の取扱いについて」税大論叢 79 号（2014）
- ・ 久保田幸「移転価格税制における独立企業原則と二重課税の排除に関する研究－新興国の動向を踏まえて－」早稲田大学審査学位論文（博士）（2020）
- ・ 小島俊朗「日本における移転価格紛争の現状と問題点」本庄資編著『移転価格税制執行の理論と実務』（大蔵財務協会、2010）
- ・ 小島信子「移転価格税制における独立企業間価格の算定に係る「レンジ」の採用について」税大論叢 67 号（2010）
- ・ 駒宮史博「移転価格税制の導入」金子宏編著『租税法の発展』（有斐閣、2010）
- ・ 小森敦「海外論文紹介リスク・コントロール、DEMPE 機能と R&D サービス・プロバイダーへの対価」租税研究 867 号（2022）
- ・ 酒井貴子「アメリカにおける移転価格税制と正確性に関する罰則金」税法学 542 号（1999）
- ・ 酒井貴子「GAAR（一般的否認規定）の基礎的考察～IMF Note におけるサンプル GAAR と目的テストを素材として～」租税研究 808 号（2017）
- ・ 佐藤良「デジタル経済の課税をめぐる動向」情報と情報 1010 号（2018）
- ・ 澤田耕「国際税務支援等リレー論文(第 2 回)移転価格税制に係る文書化制度への対応等について」税理 60 巻 11 号（2017）
- ・ 志賀櫻「移転価格税制の基本的諸問題」税務事例 40 巻 9 号（2008）
- ・ 須藤一郎「ポスト BEPS の機能分析」国際税務 37 巻 1 号（2017）
- ・ 税理士法人トーマツ「BEPS を踏まえた我が国の事業環境整備と企業の親子間情報共有の在り方等に関する調査」（2018）
- ・ 田井良夫「ソフトローとしての移転価格ガイドラインの改定」本庄資編著



『国際課税ルールの新しい理論と実務：ポスト BEPS の重要課題』（中央経済社、2017）

- ・ 高橋隆太＝山田博志＝中澤弘治＝加藤隆宏＝築山大祐「平成 28 年度国際課税関係の改正」『平成 28 年度税制改正の解説』（財務省、2016）
- ・ 竹内茂樹「無形資産取引に係る移転価格調査～HTVI（特定無形資産）を中心に～」国際税務 41 卷 11 号(2021)
- ・ 田島宏一「改めて考える移転価格文書化の意義と移転価格課税との関係」国際税務 37 卷 1 号（2017）
- ・ 田近栄治「デジタル企業と無形資産にどう課税するかー『OECD/G20 包括的枠組み』の提案の意味」東京財団政策研究所（2021）
- ・ 田中利久「移転価格課税における比較可能性の要件について」税大論叢 71 号（2011）
- ・ 谷口勢津夫『税法基本講義（第 7 版）』（弘文堂、2021）
- ・ 角田伸宏「移転価格税制における多国籍企業への独立企業原則適用の困難性とその解決：租税訴訟での課題と租税条約上の相互協議での解決可能性の考察」一橋大学博士論文（2011）
- ・ 中里実＝太田洋＝小田嶋清治＝弘中聡浩 パネルディスカッション「国際租税法の現状と展望」中里実＝太田洋＝弘中聡浩＝宮塚久編著『国際租税訴訟の最前線』（有斐閣、2010）
- ・ 中里実「移転価格課税における無形資産の扱い」日税研論集 64 号（2013）
- ・ 中里実＝弘中聡浩＝淵圭吾＝伊藤剛志＝吉村政穂編『租税法概説（第 4 版）』（有斐閣、2021）
- ・ 長田大輔「豪州」山川博樹編著『電子経済課税と移転価格』（中央経済社、2020）
- ・ 長戸貴之「『分野を限定しない一般的否認規定（GAAR）』と租税法律主義」ファイナンシャルレビュー129号（2017）
- ・ 中村信行「海外論文紹介 CbC 報告書の活用について」租税研究 868 号（2022）
- ・ 中村真由子「行動 13：移転価格文書」中里実＝太田洋＝伊藤剛志編

- 『BEPS とグローバル経済活動』（有斐閣、2017）
- ・ 中村真由子「租税条約等に基づく情報交換について」中里実=太田洋=伊藤剛志編著『デジタルエコノミーと課税のフロンティア』（有斐閣、2020）
  - ・ 西山由美「『IBM 事件』—譲渡損失と連結納税を利用したタックス・スキーム～東京地裁平成 26 年 5 月 9 日～」WLJ 判例コラム第 42 号（2015）
  - ・ 西山由美「『IBM 事件』控訴審判決 一連の取引の『不当性』判断をめぐって～東京高裁平成 27 年 3 月 25 日判決～」WLJ 判例コラム第 53 号（2015）
  - ・ 平井恵理子「OECD BEPS の行動計画に先行した英国の迂回（うかい）利益税」EY 情報センサー108 号（2015）
  - ・ 福地啓子「租税回避取引調査と情報交換 その歩みと今後～CRS（共通報告基準）を踏まえて～」国際税務 39 巻 8 号（2019）
  - ・ 藤枝純「移転価格税制における実務上の課題」金子宏= 中里実= J. マーク・ラムザイヤー編『租税法と市場』（有斐閣、2014）
  - ・ 藤枝純=角田信宏『タックス・ヘイブン対策税制の実務詳解 パナマ文書/抜本的改正から判決事例まで』（中央経済社、2017）
  - ・ 藤枝純「評価困難な無形資産に関する OECD ガイダンスの解説」国際税務 38 巻 9 号（2018）
  - ・ 藤谷武史「課税目的の情報交換制度のグローバル化と国内裁判所の役割」東京大学社会科学研究所 69 巻（2018）
  - ・ 藤巻一男 「我が国の移転価格税制における推定課税について」税大論叢 42 号（2003）
  - ・ 藤巻一男「クロスボーダー取引の拡大・変容と質問検査権の行使等に関する研究」税大論叢 46 号（2004）
  - ・ 瀧圭吾「パナマ文書」に基づく課税処分及び脱税犯の訴追の可能性」ジュリスト 1496 号（2016）
  - ・ 細田明「タックスヘイブン対策税制・適用除外要件を巡る諸問題」月刊税務事例 45 号（2013）
  - ・ 本庄資「移転価格税制の本質」『移転価格税制執行の理論と実務』（大蔵財務協会、2010）

- ・ 本庄資「情報の非対称性と文書化の必要性」本庄資編著『移転価格税制執行の理論と実務』（大蔵財務協会、2010）
- ・ 本庄資「外国子会社合算税制の適用除外要件の充足の有無」ジュリスト 1472 号（2014）
- ・ 本庄資「濫用的国際租税回避の防止規定の必要性 ～BEPS プロジェクト勧告に伴う国内法改正と GAAR 導入の是否認論議を中心に～」租税研究 796 号（2016）
- ・ 本部勝大「租税回避と法」租税研究 856 号（2021）
- ・ 増井良啓「事業再編」日税研論集 64 卷（2013）
- ・ 増井良啓「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換-CRS が意味するもの」論究ジュリスト 14 号（2015）
- ・ 増井良啓「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換：CRS が意味するもの」論究ジュリスト 14 号（2015）
- ・ 増井良啓「租税手続法の国際的側面」宇賀克也＝交告尚史編『現代行政法の構造と展開 小早川光郎先生古稀記念』（有斐閣、2016）
- ・ 増井良啓「国際課税における手続きの整備と改革」日税研論集 71 号（2017）
- ・ 増井良啓＝宮崎裕子『国際租税法（第4版）』（東京大学出版会、2019）
- ・ 松下滋春「移転価格関連通達等の改正について」租税研究 749 号（2012）
- ・ 水野時孝＝村松昌信＝河村真紀子共著 羽床正秀編著『移転価格税制詳細～理論と実践ケーススタディ』（大蔵財務協会、2020）
- ・ 三塚琢磨「BEPS 行動計画と我が国の新移転価格文書」国際税務 37 卷 9 号（2017）
- ・ 南繁樹「わが国の移転価格税制の概要と BEPS 対応」金子宏監修『現代租税法講座第4巻国際課税』（日本評論社、2017）
- ・ 南繁樹「7月に合意された OECD デジタル課税・世界最低税率制度」の概要と日本企業への影響」国際税務 41 卷 10 号（2021）
- ・ 南繁樹「10月に合意された『OECD デジタル課税・世界最低税率制度』の概要と企業への影響」国際税務第41巻12号（2021）
- ・ 南繁樹「デジタル課税－主権国家間の『協調の体系』形成への試み」ジュ

リスト 1567 号(2022)

- ・ 村田守弘＝藤澤鈴雄「移転価格税制適用事案の判例-アドビ事件（業務委託契約におけるリスク負担に対する裁判所の判断について）」NBL916 号（2009）
- ・ 村田守弘「移転価格税制適用事案の判例（アドビ事件）-裁判所が判断を下さなかったシークレットコンパラブルについて-」月刊税務事例 42 号（2010）
- ・ 茂木裕晃「移転価格税制に係る一考察－クロスボーダーでの事業再編を中心として」『租税資料館受賞論文集 21 回下巻』（租税資料館、2013）
- ・ 望月文夫「シークレット・コンパラブルに関する考察」税大ジャーナル 20 号（2013）
- ・ 望月文夫「BEPS の日本企業への影響～移転価格文書化と国別報告書を中心に～」租税研究 778 号（2014）
- ・ 森信茂樹「米国 IT 企業の国際的租税回避にどう対処すべきか(その 2)」アマゾン・ドット・コムへの課税」（2017）東京財団政策研究所 HP
- ・ 矢内一好「一般否認規定の各国比較と日本への導入」租税研究 779 号（2014）
- ・ 矢内一好「利益情報の国別報告も必須に！平成 28 年度税制改正の移転価格文書義務」企業会計 68 巻 5 号（2016）
- ・ 矢内一好「豪州の多国籍企業租税回避防止法と迂回利益税」月刊税務事例 49 号（2017）
- ・ 矢内一好「国際税務における最近の諸問題－電子商取引・BEPS 条約・義務的開示制度－」経理研究第 60 号（2018）
- ・ 矢内一好「義務的開示制度と一般否認規定（2）」商学論纂（中央大学）第 60 巻第 5・6 号（2019）
- ・ 山川博樹『我が国における移転価格税制の執行-理論と実務-』（税務研究会出版、2006）
- ・ 山川博樹「日本の移転価格税制の概要」本庄資編著『移転価格税制執行の理論と実務』（大蔵財務協会、2010）
- ・ 山川博樹「大規模法人の税務の課題－国際課税を中心に－」租税研究 766

号 (2013)

- ・ 山川博樹＝田中奈名子「BEPS プロジェクト最終報告書の概要と実務への影響 第2回「行動 13 移転価格文書化の概要の日本企業の実務への影響」週刊税務通信 3411号 (2016)
- ・ 山川博樹「移転価格税制の見直し」本庄資 編著『国際課税ルールの新しい理論と実務：ポスト BEPS の重要課題』（中央経済社、2017）
- ・ 山川博樹「移転価格の利益分割法の在り方」本庄資編著『国際課税ルールの新しい理論と実務：ポスト BEPS の重要課題』（中央経済社、2017）
- ・ 山田真毅「移転価格算定におけるリスクの理解」山川博樹編著『国際課税・係争のリスク管理と解決策』（中央経済社、2017）
- ・ 山本英幸「シークレット・コンパラブルによる移転価格課税と申告納税制度」租税訴訟第3号 (2010)
- ・ 吉岡博之「タックスプランニングの結果と税務訴訟 adobe の事例研究」税務弘報 63 卷 10 号 (2015)
- ・ 吉村政穂「移転価格税制と無形資産－BEPS 最終報告書の公表を受けて」租税研究 797 号 (2016)
- ・ 吉村政穂「BEPS によって何が変わったか」租税研究 799 号 (2016)
- ・ 吉村政穂「租税手続法の一環としての一般的否認規定？－国税通則法制定に関する答申をめぐる議論を振り返る」日税研論集 72 号 (2017)
- ・ 吉村政穂「移転価格税制の強化（無形資産の移転を中心に）」日税研論集 73 号 (2018)
- ・ 吉村政穂「国際的情報交換・徴収共助をめぐる諸問題」『租税手続法の新たな地平』租税法研究第 47 号（租税法学会、2019）
- ・ 吉村政穂「国際的情報交換・徴収共助をめぐる諸問題」租税法研究第 47 号 (2019)
- ・ 渡辺徹也「デジタル課税」租税研究 857 号 (2021)
- ・ 渡辺智之「所得相応性基準」日本機械輸出組合同際税務研究会研究論文 (2017)
- ・ 渡辺智之「経済のデジタル化と BEPS プロジェクト」日本機械輸出組合同際税務研究会研究論文 (2020)

- ・ Jeff Yuan=楊鋒=黒川兼=岡田至康「中国の新たな移転価格文書化要件とその対応策」租税研究 806 号（2016）
- ・ 「第 1 章 BEPS の全体像」BEPS 実務研究会編『BEPS の実務 I』（商事法務、2017）
- ・ EY 税理士法人「英国歳入庁が利益迂回に係る開示制度を開始」 Japan Tax alert（2019）
- ・ PWC 税理士法人「平成 30 年度我が国内外の投資促進体制整備等調査」（2019）
- ・ PWC 税理士法人「BEPS 包摂的枠組（IF）G20 における大筋合意の概要と影響」BEPS ニュース（2021）
- ・ ベイカーマッケンジーニュースレター 56 号（2021）
- ・ 2010 年 11 月 9 日税制調査会専門家委員会「国際税務に関する論点整理」及び「国際税務に関する論点のポイント」
- ・ 令和元年 8 月 21 日納税環境整備に関する専門官会合（第 4 回）議事録
- ・ 令和 2 年 10 月 21 日納税環境に関する専門家会合（第 3 回）議事録